

# 平成28年第3回与論町議会定例会会議録

## 目 次

会期日程	(4)
第1日(9月20日)	
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
報告第 1号 債権の放棄について	6
議案第35号 与論町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する 条例	11
議案第36号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	12
議案第37号 平成28年度与論町一般会計補正予算(第5号)	13
議案第38号 平成28年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	14
議案第39号 平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)	15
議案第40号 平成28年度与論町介護保険特別会計補正予算(第2号)	17
議案第41号 与論町過疎地域自立促進計画の変更について	18
議案第42号 工事請負契約の締結について (与論町多目的運動広場整備事業)	20
議案第43号 平成27年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ いて	22
承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて (与論町税条例の一部を改正する条例)	24
認定第 1号 平成27年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について	25
認定第 2号 平成27年度与論町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入 歳出決算認定について	25
認定第 3号 平成27年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定につい て	26
認定第 4号 平成27年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算 認定について	27

認定第 5号	平成27年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	27
認定第 6号	平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	28
認定第 7号	平成27年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について	28
	特別委員会設置及び委員の選任について	29
同意第 2号	教育委員会委員の任命について	30
散 会		31

## 第2日（9月27日）

	陳情取下げの件（陳情第6号、与論町家畜市場におけるセリシステム導入に関する要望）	36
一般質問		36
林 隆壽君		36
高田豊繁君		41
川村武俊君		53
沖野一雄君		65
散 会		74

## 第3日（9月30日）

認定第 1号	平成27年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について	79
認定第 2号	平成27年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について	79
認定第 3号	平成27年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	79
認定第 4号	平成27年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	79
認定第 5号	平成27年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	79
認定第 6号	平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	79
認定第 7号	平成27年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について	79
陳情第 8号	与論町における障害者雇用推進についての陳情（総務厚生文教常任委員長報告）	83

陳情第 9号 観光客への対応を意識した海上・海岸などにおける防災体制 の改善に関する陳情 .....	83
陳情第 7号 北瀬良座地区農道（仮称）の整備について （環境経済建設常任委員長報告） .....	86
議員派遣の件 .....	87
閉会中の継続審査・調査について .....	87
閉 会 .....	88

平成28年第3回(9月)定例会会期日程

月 日	曜 日	日 程
9月20日	火	議会運営委員会 全員協議会 本会議(開会、議案審議) 平成27年度事業個所調査
9月21日	水	決算審査特別委員会
9月22日	木	休日(秋分の日)
9月23日	金	決算審査特別委員会 常任委員会
9月24日	土	休日
9月25日	日	休日
9月26日	月	
9月27日	火	議会運営委員会 全員協議会 本会議(一般質問) 常任委員会
9月28日	水	常任委員会
9月29日	木	
9月30日	金	全員協議会 本会議(閉会)

# 平成28年第3回与論町議会定例会

第 1 日

平成28年9月20日

**平成28年第3回与論町議会定例会会議録**  
平成28年9月20日（火曜日）午前9時18分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報告第 1号 債権の放棄について
- 第5 議案第35号 与論町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例
- 第6 議案第36号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第37号 平成28年度与論町一般会計補正予算（第5号）
- 第8 議案第38号 平成28年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第9 議案第39号 平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第40号 平成28年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第41号 与論町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第12 議案第42号 工事請負契約の締結について（与論町多目的運動広場整備事業）
- 第13 議案第43号 平成27年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第14 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（与論町税条例の一部を改正する条例）
- 第15 認定第 1号 平成27年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第16 認定第 2号 平成27年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 第17 認定第 3号 平成27年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 認定第 4号 平成27年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 認定第 5号 平成27年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第20 認定第 6号 平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
認定について

第21 認定第 7号 平成27年度与論町水道事業会計収入支出決算認定につい  
て

第22 特別委員会設置及び委員の選任について

第23 同意第 2号 教育委員会委員の任命について

2 出席議員（10人）

1番 遠山 勝也 君	2番 沖野 一雄 君
3番 川村 武俊 君	4番 林 敏治 君
5番 高田 豊繁 君	6番 町 俊策 君
7番 大田 英勝 君	8番 野口 靖夫 君
9番 林 隆壽 君	10番 福地 元一郎 君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町 長 山 元宗 君	副町長 久留満博 君
教育長 町岡光弘 君	総務企画課長 沖島範幸 君
会計管理者兼会計課長 林 英登樹 君	税務課長 竹本由弘 君
町民福祉課長 酒 勺 徳雄 君	環境課長 吉田 勉 君
農業委員会事務局長 川村達義 君	産業振興課長 町島実和 君
商工観光課長 山下哲博 君	建設課長 徳田康悦 君
教育委員会事務局長 田畑豊範 君	教育委員会事務局長補佐兼生涯学習課長 山下一也 君
水道課長 竹田平一郎 君	与論こども園主幹兼副園長 富 千加代 君
茶花こども園長 阿多とみ子 君	那間こども園長 池畑あけみ 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長代理 川上嘉久 君 書記 喜村一隆 君

開会 午前9時18分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） ただいまから、平成28年第3回与論町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福地元一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、2番沖野一雄君、6番町 俊策を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（福地元一郎君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月30日までの11日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月30日までの11日間に決定しました。

-----○-----

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（福地元一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては、印刷して配付してありますが、その概要につきましては、事務局長代理に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長代理。

○議会事務局長代理（川上嘉久君） 諸般の報告をいたします。

町長から平成27年度与論町健全化判断比率の報告、平成27年度与論町公営企業資金不足比率報告書、与論空港株式会社の事業計画及び決算に関する書類が提出されていますので、御一読ください。

また、町監査委員から平成28年8月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配布してありますので、御一読ください。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりです。

また、議会だよりについては、6月の定例会の内容を特集したよろんちょう議会だより第120号を全世帯及び関係機関等に印刷配布してありますが、編集作業に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 報告第1号 債権の放棄について

○議長（福地元一郎君） 日程第4、報告第1号「債権の放棄について」を議題とします。

本報告についての説明を求めます。

町民福祉課長、酒勺徳雄君。

○町民福祉課長（酒勺徳雄君） 報告第1号、債権の放棄につきまして、御説明申し上げます。

本件は、与論町債権管理条例第10条第1項に基づき、放棄した債権について、同条第2項の規定により、御報告させていただくものでございます。

放棄した債権は、那間・麦屋へき地診療所を含む、与論町国民健康保険直営診療所（旧町立診療所）一部負担金で、受診者122人の昭和47年度から平成11年度診療分190件、466万4008円。放棄の時期は、平成28年3月14日、債権の放棄理由につきましては、条例第10条第1項第1号に規定する消滅時効の完成によるものでございます。

これらは、債務発生初年度の昭和47年度から40年以上にわたり請求事務を行ってきましたが、診察を受け、窓口にて負担する一部負担金がいまだ未納となっている債務者の死亡や居所不明、生活困窮状態等により徴収不能となっている診療費を条例上の規定による消滅時効の期間到達より放棄したものでございます。

なお、このことにつきましては、平成28年2月23日の議会全員協議会の場で内容を御説明申し上げます。

また、関連条例につきましては、3月議会にて可決、承認をいただいておりますことを申し添えます。

以上、御報告させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（福地元一郎君） これから質疑を行います。8番。

○8番（野口靖夫君） 課長の説明はわかりましたが、これは町長にお聞きしてみたいと思います。今、我が町では構造改善事業や、あらゆる農村基盤整備事業等が進行中であります。そして、既にもう何十年間もかけて、この事業が終わったところも

あります。ところが、その事業の中で、受益者負担の部分があります。この受益者負担の部分を、このような時効がくるまでということになると、今我々が審議しようとしていることと同じように時効がきて、その整備事業で行った自己負担分のお金を取れなくなるという事態が発生することが非常に私は懸念されます。これは私だけではなく、一般町民からも、そういう声が出ておまして、我々議会、また議会だけではなく執行部も、こういうことを本当に税の公平、負担の公平さから、いいだろうかと私は常に考えるのです。先ほど申し上げました整備事業の中での自己負担分は、だいぶ本町でも残っています。その中で、これは非常に考えなければならぬということが、常に監査委員の報告書中にも書かれ、指摘されています。こういうことをそのまま伸ばしていった場合には、どうするかということをお我々は自覚しなければなりません。その意味において、町長は今どう考えておられるか。今のお気持ちを、虚心坦懐に述べていただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今、野口議員から御指摘がありましたことについて、前町長からも、そういう引き継ぎ事項、どこの土地、この土地についての会計がしっかりできていないということの引き継ぎを受けています。これにつきましても、各担当課と話し合いながら、今後そういうことがないように極力調整をし、また分配をしていきたいと考えています。よろしくをお願いします。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 次は、産業振興課長に質問をいたします。

今、私が申し上げたことは、産業振興課に関わる問題が主ですが、そこで産業振興課としての取り組み、いわゆる未納金、受益者負担分の負担金の未納金について進めておられるのか。町民の中で「あれは時効がくるまで待っていてもいいのではないか」とか、「請求書がないのだから、別に自分から進んで払う必要はないのではないか」とか、漏れ聞こえるのです。こういうことを見逃していった場合に、税や負担金の公平公正性から考えた場合に、今のままでいいのかどうか。今後どうしていられるのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 今の御指摘について御説明したいと思います。

確かに昭和時代のサンゴ礁排除事業、この事業の未収がまだ結構ございます。

しかしながら、近年のほ場整備の面工事をしたり畑かん整備等、そういったことをするときには、必ず払っていただくよう、また今までの未収金があるのであれば、その分から支払ってから申し込みができるといったような方策を持って、今事業を進めています。以上です。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） だから、私が申し上げているのは、過去のことも現在のことも聞いているのです。過去は、そういうことがあったが、今は、そういうふうにならぬとおられるという御意見ですが、そういうことではなく。過去の分は時効がきて、またこれも同じことの繰り返しです。これがあってはならないから申し上げているのです。過去のことも、どのように進めていかれるのか。また、現在のことはどうされるのかということを担当部署である担当課長として、どうやっていかれるのかということをお聞きしているのです。それが重要なのです。そうしないと、払い損等、いろいろな問題が起きてくるのです。「時効がくるまで待っていればいい」と、そういう風潮が起きてきたら、税や負担金の公平や公正さというのは保たれなくなる。払い損、払ったら馬鹿をみるということになるのです。そういうことを我々は、皆さんとともに理解をして、今、豊洲市場でも問題になっています、東京豊洲の1番の問題で、議会ではどういう審議をしたかと、これはわからないでしょう。ああいうことになり得る可能性があるということを我々は常に認識しておかなければならないから申し上げているのです。

過去に、私はこういうことを質問しました。町有牛の肉用牛導入基金を貸したが、そのお金が返ってこない。返ってこないと思って監査の方々が調べたら、その牛はどこかに転売されていた。借りた人は、私は関係ないから払わないと、そういうことが起きたことを指摘したときに、担当者の方が「そういうことはありません」と言ったのです。あるのに「ありません」と言ったのです。そういう問題が、今、豊洲市場でも起きているのです。こういうことが起きてからでは、お互いの信頼性がなくなるから私は申し上げているのです。

たまたま今回問題となっている債権の問題で議論になっているのですが、こういうことは重要なことです。こういうことが起こらないようにするのが我々の責務です。

最後に副町長にお聞きします。今後、どのようにしていかれるお気持ちですか。今、私が申し上げた負担部分や、受益者負担金の問題等、そういうことを考えたときに、どういうふうに取り組んでいかれるお気持ちですか。

○議長（福地元一郎君） 副町長。

○副町長（久留満博君） このことにつきましては、私もいろいろ研究はしているのですが、地方自治法第231条の3に、負担金、それから使用料の問題、あと加入金の問題、地方税法にのっとって執行停止とすることは可能なのですが、そのことで全てが終わりというのではなくて、本人の状況等も十分把握することによって加入をさせて、納入をさせることはできるとなっていますので、担当課長と協議をして

進めていきたいと思えます。以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。

はい、5番。

○5番（高田豊繁君） 今回の野口さんの御質問に類するかと思うのですが、副町長のほうから地方自治法第231条について説明があったところですが、236条の3項に特別の法に規定がない債権については、民法の規定を準用するということが書かれています。ただいまの債権放棄ということで、説明の備考のところに書かれています。民法第170条第1項第1号、3年間の短期消滅時効ということで、これは載っています。そうすると、今の1番から122番までの190件の466万4008円という膨大な未収金が報告されてきています。これは民法の規定を準用するとなれば、これは時効の中断というのが、当然なされるべきだったのですが、この時効の成立には、例えば地方税法とか国税徴収法とか国民健康保険法とか、そういう特別な法律がないのです。給食費もそうですが、病院の診察料、これはそういった特別の強制的な強制徴収ができる根拠法令がないということになります。すなわち、これは民法の規定に沿って徴収をしていくという、いわゆる強制徴収ではなく、強制執行というのがとられるのですが、これは今こちらに載っていますとおり、最高裁の判例によりますと時効期間が3年だということになっていますが、この時効につきましては、住宅の家賃とかも全く同じなのですが、時効の援用がないと、消滅ができないというのがあります。それで、今この190件にわたるものが、これは納税者ではなくて、債務者のほうから時効の援用とか、そういうのはなされていますか、どうですか。そこを確認したいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒勺徳雄君） その点につきましては、受診した覚えがないということですか、亡くなっているというような、状況不明であるとかいうような形がございますので、債務者からは、そういう申請はございません。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 例えば、悪い言い方をしますと、職員が時効が、もう年限きているから、もうこれはいいやというようなことだと、これは大きな勘違いなのです。家賃の場合でも時効が3年だとしましたら、当然その時効の期限を過ぎてからでも請求は発生するし、お金を払ってもいいのです。ですから、税金の場合は5年を過ぎてから、納税者が、いやいや私は絶対お金を払いますよと言われても、これは不当利得になりますので、これは受け取れないということになります。ですから、診療所の負担金というのも住宅の家賃と全く一緒なのです。

これは、市町村アカデミーの先生がおっしゃっていることなのですが、時効期間

が満了し、不納欠損処分をした場合には、公金の賦課徴収を怠る事実、あるいは財産の管理を怠る事実として、住民監査請求、住民訴訟が提起され、首長の個人責任が追及されることがある。と説明しているのです。埼玉の例なのですが、これを当然徴収権があるにもかかわらず、時効という解釈で消滅させたとして、職員の指揮監督者であった市長個人に対して損害賠償の代位請求の住民訴訟において、行政側が負けて、その首長さんが損害賠償を強いられたという事実があるのです。ですから、これは安易に考えてはいけません。

今の議案の説明によると、ただ単に、備考のところ、時効が3年間の短期消滅時効ということで、みんな一元化で書いてあります。そうすると、まさに今の事例に全くマッチするのです。1件当たり、全部事例が違うと思うのです。例えば、さつき酒勺課長のほうからございましたように、生活が債権回収によって著しく脅かされるとか、それから死亡したとか、住所不定だとか、それから、これを強制執行するときの費用に換算した場合に強制執行した金額と、この債権額とが、債権額のほうが下回るとした場合は、当然行政側はマイナスになりますので、そういった場合は、債権放棄をせざるを得ないという。ですから、1件ごとにこれはケースが違うと思うのです。先ほど課長から説明があったのですが、備考によると一元的に、これは3年過ぎたからもう時効だよという、こういうふうには聞かえないのですが、そうすると、当然これは住民訴訟の対象になるし、これは首長に対して大変な責任を負わせるということになりますよ。

過去の話ですが、住宅家賃についてもベテランの方々は、みんな御存じだと思うのですが、著しい債務があったのですが、これを裁判所に一応申請をいたしました、支払い督促なり、そういったもろもろの手続きをして、相手に承認をさせて、この債務を回収したということがありますが、この診療所の負担金に関して、そのほか税金以外のものに関しては、大体民法の準用を受けますので、相手が承認することによって時効は中断できるのです。ですから、安易にそういう理解をしても困るといって、今あえて申し上げているところですが、これに関しては、副町長。

○議長（福地元一郎君） 副町長。

○副町長（久留満博君） 今の高田議員から御指摘の部分は、十分承知をいたしています。この問題が発生したときに、歴代の町民福祉課長、あるいは保健衛生課長が、ずいぶん苦慮した問題だと思っています。

ただ、台帳を見まして、一番感じましたことは、国保の世帯主の名前だけ書いていたりして、家族の中で、どの方がどういう審議を受けたかというのが不明でありました。そういった中で、こちらのほうの行政の放置もあったのですが、請求の根

拠が不明な点多々ありまして、今回このようなことに至っています。御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） そういうことで、不明な債権があるという説明でございましたが、この190件もの件数が、今の副町長だけの説明だけで、これは済む問題ではないのではないかと思うのです。これもまた金額も1件当たり2,000円とか9,000円、あるいは40万円ぐらいのもありますし、決してこの債権の回収により、これが著しく当事者の生活を脅かされるような程度の金額には登らないのではないのではないかと、このように思うのですが、こうして見ますと、やはり事務レベルでの努力不足があったのではないかということが察せられるのです。ですから、これは大いに職員各位も、こういったことがないように、ひとつ努力をしていただきたいと、やっぱりその整合性のある、合理的に事業は推進しなくてはいけないので、その民法上の準用を受けるものと。あるいは、例えば下水道法とか国民健康保険税法とか、そういった根拠法令のあるものとなないものと明確に分けていただいて債権の回収には当たっていただきたいと希望しておきます。

〔「議長、休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前9時41分

再開 午前9時43分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本報告は、条例に基づく権利の放棄であるため、承認を要しませんので、これをもちまして、報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第5 議案第35号 与論町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第5、議案第35号「与論町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第35号、与論町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和58年4月1日条例第8号）の全部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

平成29年4月1日からのごみ有料化に伴い、与論町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和58年4月1日条例第8号）の全部を改正するものであります。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第35号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号、与論町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、与論町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第6 議案第36号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第6、議案第36号「与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第36号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

地方税法第717条の規定に準じて、国民健康保険税の減免対象を見直すとともに

に、同法第723条に規定する納期限後に納付し、または申告納入する延滞金についての条例の整理を行い、与論町税条例を適用するものであります。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第36号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第7 議案第37号 平成28年度与論町一般会計補正予算（第5号）

○議長（福地元一郎君） 日程第7、議案第37号「平成28年度与論町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第37号、平成28年度与論町一般会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、固定資産税900万円、普通交付税3億2531万2000円、農林水産業費県補助金1075万1000円などを増額し、財政調整

基金繰入金 1 億 4 6 7 万 4 0 0 0 円などを減額計上しています。

次に、歳出の主なものとしまして、総務費与論町役場仮庁舎移転事業費 2 2 9 3 万 7 0 0 0 円を新設し、民生費社会福祉総務費 1 7 2 6 万 2 0 0 0 円、民生費介護保険事業費 6 4 5 7 万 6 0 0 0 円、農林水産業費畜産振興費 1 6 7 3 万 8 0 0 0 円などを計上しています。

歳入歳出予算に、それぞれ 2 億 2 5 0 4 万 8 0 0 0 円を追加し、一般会計予算総額 5 2 億 4 6 5 万 6 0 0 0 円となっています。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 3 7 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 7 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 7 号、平成 2 8 年度与論町一般会計補正予算（第 5 号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 7 号、平成 2 8 年度与論町一般会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 8 議案第 3 8 号 平成 2 8 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（福地元一郎君） 日程第 8、議案第 3 8 号「平成 2 8 年度与論町国民健康保険

特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第38号、平成28年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入で国庫支出金40万7000円、県支出金248万6000円、繰入金1674万3000円をそれぞれ増額計上しています。

歳出では、総務費26万5000円、保険給付費1296万8000円、保健事業費257万1000円、諸支出金383万2000円をそれぞれ増額計上しています。

御審議され議決していただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第38号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号、平成28年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、平成28年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第39号 平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

2号)

○議長（福地元一郎君） 日程第9、議案第39号「平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第39号、平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、歳入で国庫補助金13万円を増額計上しています。

歳出では、保健事業費に13万円を増額計上しています。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第39号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号、平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第40号 平成28年度与論町介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(福地元一郎君) 日程第10、議案第40号「平成28年度与論町介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(山 元宗君) 議案第40号、平成28年度与論町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

補正の主なものは歳入で、一般会計繰入金6414万6000円の増に対し、介護保険料6414万6000円の減、また介護保険準備基金からの取り崩しによる繰入金1000万円の増額となっています。

歳出につきましては、一般会計への繰出金1000万円を減額し、基金からの繰入金と合わせて国・県への前年度精算返納金として償還金2000万円を増額計上しています。

御審議のうえ議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長(福地元一郎君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福地元一郎君) これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第40号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福地元一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福地元一郎君) 討論なしと認めます。

これから、議案第40号、平成28年度与論町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福地元一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、平成28年度与論町介護保険特別会計補正予算(第

2号)は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第11 議案第41号 与論町過疎地域自立促進計画の変更について**

○議長(福地元一郎君) 日程第11、議案第41号「与論町過疎地域自立促進計画の変更について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(山元宗君) 議案第41号、与論町過疎地域自立促進計画の変更について、提案理由を申し上げます。

平成28年度事業を実施するうえで、過疎対策事業債の起債が受けられるようにするため、与論町過疎地域自立促進計画に対象事業を追加及び中止することとし、過疎計画書及び過疎計画参考資料(年次計画表)の変更を行っています。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(福地元一郎君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番。

○8番(野口靖夫君) 総務企画課長にお伺いします。

どういうことを目的として改正されたのか、概要説明と、今後どう取り組んでいられるのか。具体的に、変えようとしている概念を一般的な文言で説明してください。

○議長(福地元一郎君) 総務企画課長。

○総務企画課長(沖島範幸君) 今回の過疎計画の変更につきましては、平成28年からの5年間の事業の変更に関わるものです。

平成28年3月に県の承認をいただいて計画書はありますが、28年度の実施する事業、それが28年3月に決定、予算化されていますので、これに合わせた形で5か年間の事業の変更を行っています。

変更点につきましては、ここにもありますが、13項目がこの計画に掲載されておりましたが、それに3つ、追加しました。追加した項目は、水産物流通支援実証事業、島外出産支援特別対策事業、障害者施設入所者面会補助事業、この3事業について今回追加となっています。

表現がわかりづらいところもありまして、事業名の変更も今回あわせて行っています。5か年の事業計画ですが、平成29年度に新たな事業が発生した場合は、それに合わせた形で変更していくものとしています。

過疎債につきましては、この計画がなければ適用になりません。後年度の地方交付税措置が7割ということで、辺地債が8割なのですが、辺地債に次ぐ有利な起債ということで、できるだけこういったものを活用して、ハード面、ソフト面の充実した事業の展開を図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） わかりました。

そこで少し伺いたします。県の市町村課では、彼らがどう受け止めているかという認識を申し上げます。

県の市町村課では、かつてよりも今、与論島に対する愛情が非常に強くなったと私は感じています。それは、おそらく総務企画課長も肌身に染みておわかりだと思います。この過疎債というものをただ紙で書いて、あげるだけではだめなのです。これは、ある程度感情というものがつきまとうのです。県の職員の皆様方が非常に与論島に対しては、愛情を深くしておられるということを申し上げました。その感情というものは、議会用語ではありませんが、少しツバをつけてやるだけで変わるという、リトマス試験紙みたいなもので、そういうことがあり得るということをまず御認識していただきたい。今我々が進めようとしている清掃センターにおいても、県のほうでは、与論町が行おうとしている事業に対しては、非常に好意的で協力的であるということは、おそらく町長も総務企画課長も担当課長もおわかりかと思えます。そこには並々ならぬ普段からの職員とのコミュニケーション、いわゆる愛情があってこそ、それが成り立つのです。

ただ紙で書いただけではなくて、県に行かれるときは、町長も総務企画課長も担当課長も、そういう部署に寄られて、本町の実情を訴えて、どうしてもこれだけ必要だということを訴えて、その愛情というものを受け止めていただくように努力をするべきではないかと思うのですが、町長、どうですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） まったくそのとおりでございます。私もできるだけ出張の折には、担当課長をお願いして一緒に同伴していただいて、各課を回ったりするように努めています。今後もまた、そのようにしていきたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第41号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号、与論町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、与論町過疎地域自立促進計画の変更については、可決されました。

-----○-----

#### 日程第12 議案第42号 工事請負契約の締結について（与論町多目的運動広場整備事業）

○議長（福地元一郎君） 日程第12、議案第42号「工事請負契約の締結について（与論町多目的運動広場整備事業）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第42号、工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

平成28年度与論町多目的運動広場整備事業28-1工区（人工芝敷設工事）について指名競争入札執行の結果、有限会社町富建設代表取締役、町豊徳と工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年与論町条例第18号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

1番。

○1番（遠山勝也君） 初めて質問しますが、人工芝を敷設するということなのですが、排水対策はどのようになっていますでしょうか。大雨が降ったときに大量の水が発

生すると思います。農業委員をやっている、排水対策がいつも問題になるのですが、人工芝ですからたぶん下にはいかないですね、どうでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畑豊範君） お答えをしたいと思います。

当初から3ヘクタール余りの敷地ということで、大雨が降った場合の排水路対策をということで考えていました。まず第1番目に、山手のほうの林の下のほうに3メートルぐらいで、ずっと端から端まで掘って、クチラの所まで入れて大きなサンゴ石を並べてあります。そこに東側の排水は浸透させるということです。

それから、人工芝の工法についてですが、人工芝の下のほうに穴があいてまして、その下のほうにプラスチック板というのがあります。そこから流れて下のほうにも漏るようになっていきます。あとは、西側のほうには暗川がありまして、そこにも一部排水をするようにということで計画を立てているところです。以上です。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 6番。

○6番（町 俊策君） この平面図、出せばいいというような感じで、全然数字も何も見えない。不親切ではないですか。もう少しわかるような図面を出してください。お願いします。以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかにほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第42号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号、工事請負契約の締結について（与論町多目的運動広場整備事業）を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号、工事請負契約の締結について（与論町多目的運動広場整備事業）は、可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第43号 平成27年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（福地元一郎君） 日程第13、議案第43号「平成27年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第43号、平成27年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、提案理由を申し上げます。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定による未処分利益剰余金の処分です。

御審議のうえ議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番。

○8番（野口靖夫君） 処分金に関する質問ではございません。

まず、水道課長と町長にお聞きいたします。今、水道事業会計は非常に良くなりつつありますが、我々が懸念することは、水道水の処理場で、電気の使用料が非常に高騰していることです。今太陽光や自然エネルギー関係で、電気料を少し減らすためには、自然エネルギーに変更していくために県と相談して少しずつ変えていったら、今後水道料金をもっと下げているのではないかと私は思うのです。電気、水道料金が高くて、事業の内容は充実してきている、そういうことからしても、今見直すべき時にきているのではないかと思います、まず水道課長の考え方、そして町長は、これから電気の料金が高いことに対して、どう取り組んでいかれるお気持ちなのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 水道課長。

○水道課長（竹田平一郎君） 太陽光の調査をしているところなのですが、浄水場は場所が少し下にございまして、いろいろ模索しながら考えているところです。以上です。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今、課長がおっしゃったように、本当に電気料金というものをいかに安くできるかということで、次にもあげていますが、太陽光とか風力とか、そういうもので補えれば大変ありがたいなと思うところです。

また、一部砂美地来館でも使っている風力発電、あのような方向で、今後導入する費用と経費を考えながら、また検討していきたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 役場に務めておられた歴代の課長さんたちと話をしていきますと、やっぱり水道事業に関しては、太陽光や、風力、そういう自然エネルギーを使って進めていったほうが電気料金も安くなる。鹿児島県においてもそういう方向で進めるという動きがあるみたいです。ある県会議員からお話を聞きまして、そういう行動を我が与論町のほうから起こしてみたらどうかという御指導もいただいており、タイミング的にもいいと思い申し上げているのです。

どうかひとつ町長、これは我が町の水道事業の料金が高いというのは、誰が見ても一目瞭然でわかるので、この問題を解決していくためには、やはり町長のそういう姿勢が大事だと思います。淡水化プラントをするときに、我々与論町議会も執行部もだったのですが、いわゆる環境問題を重視しようということで、環境政策の一環としても、取り上げていこうではないかということで、県にも国にもお願いして、今の淡水化事業が進められた経緯があります。そういう経緯からしても、今後、山町政において、公共施設の自然エネルギー対策、そういうものを考えていくべき時期にきているのではないかと思います。県としても、やろうとしているみたいなので、そういう動きがあるということを理解していただいて、特に副町長が動いて全体を取りまとめて、やっていけば、うまくいくのではないかと思いますので、決意は聞きましたから、ぜひ取り組んでいただきたいとお願ひしておきたいと思ひます。

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第43号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号、平成27年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、平成27年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、可決されました。

-----○-----

日程第14 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（与論町税条例の一部を改正する条例）

○議長（福地元一郎君） 日程第14、承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（与論町税条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（与論町税条例の一部を改正する条例）について、提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（平成28年3月31日公布 平成28年4月1日施行）及び地方税法施行令の一部を改正する等の政令（平成28年3月31日公布 平成28年4月1日施行）に伴い、平成28年3月31日に与論町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしました。

主な改正内容といたしましては、太陽光や風力等の特定再生可能エネルギー発電設備の課税標準の特例を定めるものであります。

御審議され承認していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第6号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（与論町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（与論町税条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定しました。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 日程第15から日程第21までの議案については、委員会付託の予定ですので、提案理由の説明の後、総括的、大綱的な質疑にとどめます。

-----○-----

日程第15 認定第1号 平成27年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（福地元一郎君） 日程第15、認定第1号「平成27年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第1号、平成27年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

日程第16 認定第2号 平成27年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

○議長（福地元一郎君） 日程第16、認定第2号「平成27年度与論町国民健康保険

特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第2号、平成27年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され認定していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

日程第17 認定第3号 平成27年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（福地元一郎君） 日程第17、認定第3号「平成27年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第3号、平成27年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され認定していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

日程第 18 認定第 4 号 平成 27 年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（福地元一郎君） 日程第 18、認定第 4 号「平成 27 年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第 4 号、平成 27 年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

日程第 19 認定第 5 号 平成 27 年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（福地元一郎君） 日程第 19、認定第 5 号「平成 27 年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第 5 号、平成 27 年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

日程第 20 認定第 6 号 平成 27 年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
認定について

○議長（福地元一郎君） 日程第 20、認定第 6 号「平成 27 年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第 6 号、平成 27 年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され認定していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

日程第 21 認定第 7 号 平成 27 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

○議長（福地元一郎君） 日程第 21、認定第 7 号「平成 27 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第 7 号、平成 27 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 27 年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定

に付するものです。

御審議のうえ認定していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

## 日程第 2 2 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（福地元一郎君） 日程第 2 2、「特別委員会設置及び委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。

認定第 1 号から認定第 7 号については、遠山勝也君、沖野一雄君、川村武俊君、林 敏治君、高田豊繁君、町 俊策君、野口靖夫君、林 隆壽君の 8 人の委員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第 1 号から認定第 7 号については、遠山勝也君、沖野一雄君、川村武俊君、林 敏治君、高田豊繁君、町 俊策君、野口靖夫君、林 隆壽君の 8 人の委員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから、委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前 10 時 40 分

再開 午前 10 時 40 分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に高田豊繁君、副委員長に野口靖夫君、以上のとおりですので、報告を終わります。

日程第23 同意第2号 教育委員会委員の任命について

○議長（福地元一郎君） 日程第23、同意第2号「教育委員会委員の任命について」同意を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 同意第2号、教育委員の任命について、提案理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、与論町大字古里1283番地、竹 真弓氏を任命したいので、議会の同意を求めるものであります。御審議され同意していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

4番。

○4番（林 敏治君） ただいまの認定につきましては、私ども古里から選んでいただいたということで、大変ありがたいと思っています。ところで、その選んだ理由、そしてまた定員がどうなっているのか、少しお聞きしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。

経緯につきましては、教育委員が現制度では、私を含めて3人ということになります。新制度になりますと、教育長は別になりますから、教育委員の数は2人となります。それも踏まえながら、教育委員の人数がもう少しあったほうが町民の教育に関する意見を吸収できるのではないかとということが、ここ数年あがっております、その中で女性の教育委員を選任したいというようなことで、当局とも相談のうえ、女性からの委員を登用するという運びになりました。

女性の委員をどこの地区からにするかということも含めまして、那間校区を主体に交替をする期限を考慮しつつ考えましょうということで、人選をしてみました。適切な方々が何人もいらっしゃるのですが、お願いをした経緯の中でお断りいただいた方もございました。人選の理由につきましては、本町において学校の経験、スクールカウンセラー、人権擁護委員、それからSSWという教育相談関係にも見識に優れ、理解が深められている方だということで、また地域の方々とも一緒になって活動しているということから、教育への御意見をいろいろ真摯になって寄せていただけることと思ひ、相談をいたしまして、このような推薦をする形になりました。

た。よろしくお願いいいたします。

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号、教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、同意第2号、教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

次は、9月27日、本会議（一般質問）です。午前9時まで、御参集願います。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午前10時45分

# 平成28年第3回与論町議会定例会

第 2 日

平成28年9月27日

平成28年第3回与論町議会定例会会議録  
平成28年9月27日(火曜日)午前9時08分開議

1 議事日程(第2号)

開会の宣告

第1 陳情取下げの件(陳情第6号、与論町家畜市場におけるセリシステム導入  
に関する要望)

第2 一般質問

2 出席議員(10人)

1番 遠山勝也君	2番 沖野一雄君
3番 川村武俊君	4番 林敏治君
5番 高田豊繁君	6番 町俊策君
7番 大田英勝君	8番 野口靖夫君
9番 林隆壽君	10番 福地元一郎君

3 欠席議員(0人)

欠員(0人)

4 地方自治法第121条による出席者(17人)

町長 山元宗君	副町長 久留満博君
教育長 町岡光弘君	総務企画課長 沖島範幸君
会計管理者兼会計課長 林英登樹君	税務課長 竹本由弘君
町民福祉課長 酒勺徳雄君	環境課長 吉田勉君
農業委員会事務局長 川村達義君	産業振興課長 町島実和君
商工観光課長 山下哲博君	建設課長 徳田康悦君
教育委員会事務局長 田畑豊範君	教育委員会事務局長補佐兼生徒学習課長 山下一也君
水道課長 竹田平一郎君	与論こども園主幹兼副園長 富千加代君
茶花こども園長 阿多とみ子君	

5 議会事務局職員出席者(2人)

事務局長代理 川上嘉久君 書記 喜村一隆君

開議 午前9時08分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 陳情取下げの件（陳情第6号、与論町家畜市場におけるセリシステム導入に関する要望）

○議長（福地元一郎君） 日程第1、陳情取下げの件を議題とします。

平成28年6月14日に提出された陳情第6号、与論町家畜市場におけるセリシステム導入に関する要望の陳情については、お手元に配布しましたとおり、陳情者から平成28年9月20日に陳情取下げの申し出がありました。

お諮りします。ただいま議題となっています陳情第6号、与論町家畜市場におけるセリシステム導入に関する要望の陳情取下げの件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号、与論町家畜市場におけるセリシステム導入に関する要望の陳情取下げの件を許可することに決定しました。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（福地元一郎君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

9番、林 隆壽君。9番。

○9番（林 隆壽君） おはようございます。一般質問を行う前に一言申し述べさせていただきます。

今回の議会一般選挙におきまして、3期目の当選を果たさせていただきました。意を新たにいたしているところです。そして、二元代表制のもと、山町政との車の両輪の肩輪として苦言提言を行いながら、是々非々の立場で山町政を支え、与論町の発展と町民の快適な生活環境の構築に努めてまいりたいと考えています。

さて、前回6月定例会に引き続き、DMOの設立を取り上げましたのは、与論町の観光産業の歴史を振り返って検証したとき、昭和40年代から50年代前半にかけて、与論島ブームが突然津波のごとく押し寄せ、一時期には15万人の入込客数があった時期がございました。しかし、受け入れ態勢が十分とはいえない観光地として、言葉は悪いですが、ぬれ手でアワのような地に足がついていないかのごとく浮き足立った観光地として、ブームに押し流され、次第に低迷をし現在に至ったよ

うに思われます。今また、与論町が観光地として、脚光を浴びつつあり、入込客数も徐々に増えてきております。そこで、過去の同じ失敗を繰り返してはならないと痛感するため、視点を変えて再度質問をさせていただきます。

さて、一般質問に入ります。

#### 1 DMO観光地域づくり組織の設立について

- (1) 町長が施政方針で表明している、まちづくりの基軸となるDMOの設立に向けた設立準備委員会の設置について、現在どのような取り組みがなされ、今後どう推進していく考えであるか。
- (2) 官公庁が示した日本版DMOは、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った法人とあるが、町長は地域の「稼ぐ力」についてどう考えているか。
- (3) DMOを設立し、観光地域づくりを実現するためには、地元の農水産物の積極的な活用が重要であると考えているが、町長は具体的対策をどう講じていく考えであるか。
- (4) まちづくりの基軸としてDMOを位置づけているが、このことについて町民が等しく必要性を理解し、価値観を共有していくことが重要であると思われるが、町民への周知については、どう進める方針であるか。

この4点についてお伺いいたします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） おはようございます。

それでは、林議員の質問に対してお答えをいたします。

まず最初、DMOの設立に向けた準備委員会の設置の現状と今後どう進めていくかという点についてです。

DMOの設立については、現在、与論町DMO設立検討委員会及び設立検討ワーキング委員会を設置し、準備を進めているところです。今後、当委員会において、本町の課題と解決策の調査・検討を行い、平成28年度中に与論町DMO基本計画を策定し、設立準備委員会を立ち上げたいと考えています。

また、平成29年度には設立準備委員会を一般社団法人、もしくは株式会社組織へ移行させ、エコエネルギー及び特産品生産販売事業等の導入によりDMOの自主財源の確保に努め3年から5年後の自立を目指したいと考えています。

次、2点目、地域の「稼ぐ力」についてどうかということですが、国が掲げる総合戦略の4つの基本目標の中に、「地方にしごとをつくり安心して働けるようにする」という項目があります。その中において、国はDMOが地域財源を活用する多様な組織をまとめ、付加価値の向上による地域経済の活性化を図ることが重要であ

るとしています。

御提案の与論町における地域の「稼ぐ力」とは、まさしく商工・観光・農林水産業等の地域資源をオール与論として推進し、複数の事業者と住民の連携によって、地域経済の活性化を図ることであると認識しています。

また、こうした取り組みにより地域住民の一体感や地域への誇りと愛着が醸成され、より一層「稼ぐ力」を生み出していくと考えています。

次、3点目でございます。地元の農水産業の積極的な活用の具体策ということですが、地元の農水産物の活用については、DMOによる地域振興を図る上で、特産品の開発、販売が重要な課題であると認識しております。本町における特産品の開発は、これまで民間主導で行われてきましたが、原料の確保や販売戦略が伴わず事業の拡大には至っておりません。こうしたことを踏まえ、平成28年度の地方創生推進交付金事業の中で、特産品開発アドバイザー事業を進めることとしています。具体的には、生産品のB級品や季節ごとに獲れる豊富な水産物の加工と販売戦略の構築に取り組んでまいりたいと考えています。

また、現在、整備を進めている多目的運動場やクラブハウスの有効利用のため、スポーツ合宿や企業研修における食事メニューとして、地元農水産物や特産品の積極的活用を進めてまいりたいと考えています。

4点目でございます。DMOの必要性を町民へ理解させ価値観を共有していくための周知ということですが、まちづくりを推進するうえで、町民が理念を理解し、価値観を共有することは重要なことであると理解しています。本町のDMO設立の基本的な考え方は、多様な組織と住民が一体となり、地域が「儲かる仕組み」を構築し、与論町における仕事創生を目指すものであります。まちづくりの基軸としてDMOを位置づけることは、すなわち住民が「儲かる仕組み」によって経済的に豊かな生活を送ることと考えます。また、このような取り組みは、新しい与論町の文化や価値観を生み出し、町民が住みたいと思うまちづくりに積極的に参加するきっかけになると考えています。町民へのDMOの周知につきましては、産業・業種別の事業者や団体のほか、地域におけるキーパーソンと連携し、意見交換会を開催しながらDMOの必要性と価値観の共有を図ってまいります。以上です。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） それでは、再質問をさせていただきます。

私が、平成23年の第3回定例会の一般質問において、「観光産業を与論町経済成長のリーディング産業として位置づけ、振興策を講じる考えはないか」という質問をいたしました。当時、答弁は「検討をしていきたい」という答弁でございましたが、あれから5年、やっと具体的な施策が出てきたということで、大変うれしく

思っているところです。ぜひこれは進めていただきたいと思いますが、最初の設立準備委員会の設置についてですが、29年度には稼働するということでありますので、ぜひこれは遅滞なく計画を進めていただきたいと強く要望しておきます。

2番目の地域の「稼ぐ力」、この考え方は確かに、答弁にありますように地域ぐるみで一体となってやるというのは大変重要だと思いますが、例えば、1万人の観光客が2,000円の買い物をしたときに、そのお土産品の原材料が90パーセント地元産であれば、1800万円ぐらいが地元に着くという効果がございまして、これが10パーセント程度の調達率であれば、わずか200万円ぐらいです。原材料の調達条件によって大きな違いがございまして、やはりこれは100パーセント地元産の原材料にすることができれば、与論町の経済にも大いに貢献すると思います。そのためにも、民間企業育成ということが最重要になってくると思いますし、この民間企業に十分な支援が必要になってくるのではないかなと考えます。ぜひ、このDMOを成功させるためには、やはり既存の民間企業へのテコ入れというのにも必要ではないかなと思うのですが、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。本当に全町民で一緒になって稼いでいくという、この心意気が本当になければいけないと思います。

今おっしゃるように稼ぐ力の源は、やはり地場産をいかに島外に出していくかと、そのためにはおっしゃるとおり地元の産業、また、そういう事業者の方々の育成が必要であるということございまして、本当に同感でございます。

ただ、町民も資金に限りがございまして、次々次々出すというのでは、なかなかいかない面もありますが、町の財源と見合わせながら、また県や国からもらえる財源とかを勘案しながら、できるだけ与論町の事業が発展していくように尽力していきたいと考えます。以上です。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） よろしくお願ひします。大きな財源、予算でどうのこうのというのではなくて、やはり必要な措置というのは、小さいところからこつこつとしていただきたいと思います。

それから、3番目のDMOを設立し、観光地域づくりを実現するためには農水産物の積極的な活用が最重要であると考えます。しかし、農協、漁協、大きな組織だけではなく、個人で経営されている農家、漁家もおられると思いますので、そういう方々とも十分に検討して、対応をしていただきたいと考えています。

農産物につきましても、個人でたくさんつくっている方々もおられますので、一緒になってやっていただくということも必要になるかと思ひます。これをぜひして

いただきたいと要望いたします。このことについても、町長の御意見をお伺いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。今、漁協とか農協とかについては、よくこういう話をしているのですが、今おっしゃるような個人企業については、今後、課題としてできるだけ取り組んでいきたいと思えます。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） ぜひお願いいたします。

4番目に、まちづくりの基軸としてDMOを位置づけているが、この周知について、町民が等しく参加したいと思ってもらえるためにも、ぜひこの周知活動の徹底を図っていただきたいと思えます。具体的に書いてございますが、やはり周知徹底、DMOというのは一個人、一法人でちょこちょこするというのではなく、与論町の場合は、町全体を網羅して取り組まないと成功にはならないと思えます。

冒頭にも申し上げましたが、昭和40年代、50年代の観光ブームというのは、本当にぬれ手でアワのような、受け入れ態勢が整ってないところから、どんどんお客さんが来て、その後について行って右往左往しながらやってきたという、そういう印象がありますので、ぜひそういうことのないように、将来にわたって安定して稼げるような、そういう体制をとっていただきたいと思えます。

少し時間早いですが、最後に、このDMOの設置のために山町政が目指す政策の町民の英知を結集し、豊かで住みよいゆんぬ創生の実現のために、そして与論町が未来に向けて安定した経済活動を行い、若い後継者が育ち、各学校の統廃合の心配がないようDMOの着実な政策を推進していただきますよう強く要望して、町長の御決意をお聞きしたいと思えます。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。このDMOの設立につきましては、本当におっしゃるとおり、15万人という観光客が来た当時のことを町民が等しく反省しているところが多いのではないかと考えます。そういうところで、いかにしてもう一度観光を中心としたまちづくりを進めていくかというを考えますと、やはり島民すべてが共通理解をしながら、本当にこれからの観光はどうあるべきか、あるいはまた今後、観光地といったまちづくりはどうあるべきかということ、おっしゃられるように着実に地に着いた観光地にしていきたいという思いでいっぱいですが、そのために、このDMOを設立し、本当にみんなで考えていける、そして、それが等しく町民の共通の知識となり、知恵となっていくような、そういう活動をしていければ、また、そういうまちづくりをしていければと思えます。よろし

くお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） 力強い御決意ありがとうございました。

これで一般質問を終わります。

○議長（福地元一郎君） これで、9番、林 隆壽君の一般質問を終わります。

次は、5番、高田豊繁君に発言を許します。

5番。

○5番（高田豊繁君） おはようございます。

それでは、先刻通知いたしました項目につきまして、一般質問をさせていただきたいと思っております。

1 離島海上輸送費の軽減化対策について

(1) 生活物資等の海上輸送コスト軽減化につきましては、奄振交付金を活用した輸送コスト支援事業の創設を郡内各市町村と連携し、国や県等の関係機関に強く要請する考えはないか。

(2) 危険物や産業関連資材等の輸送コスト軽減化対策として、貨物フェリーの定期就航を強く要請する考えはないか。

2 航空便の利便性向上対策について

(1) 最近の観光ブームにより、航空便を利用する旅行客が増加傾向にあります。鹿児島・与論間の航空便を増便することについて、航空会社等関係機関に強く要請する考えはないか。

(2) 郡内離島と鹿児島を結ぶ航空便の先得割引運賃制度を郡内各市町村と連携して航空会社や国・県の関係機関に強く要請する考えはないか。

3 ギンネムの繁殖拡散防止対策について

(1) 道路やため池等の周辺にギンネムが繁殖し、農地等への拡散被害があるが、資源化利用や拡散防止対策を講じる考えはないか。

4 こども園の職場環境改善対策について

(1) 全国的に保育士の待遇や保育施設等の環境改善が求められておりますが、本町のこども園においても、現場の声や実情に即した改善対策措置を講じる考えはないか。

以上6点につきまして、質問をしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、高田議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず最初に輸送コストの支援事業の創設、あるいは国や県に要請をしていく考えはないかという質問でございましたが、お答え申し上げます。

奄美群島において、平成26年4月から奄美群島振興交付金が創設され、農林水産物の輸送コストへの支援が始まり、農家の条件不利性が少しずつ改善されてきております。しかしながら、生活物資等については、輸送コストによる物価高や生産・加工品などを移出する際の海上輸送経費によって、産業競争力の低下を招いている現状となっております。

生活物資等の海上輸送コスト軽減化に関する郡内各市町村の連携した取り組みとして「奄美群島成長戦略ビジョンの実現に向け産業の振興と安全安心な定住環境整備を促進するための要望事項」を奄美群島市町村会、奄美群島市町村議会議長会から関係各機関に要望を行っているところです。

また、鹿児島県離島振興協議会からも本件については、継続的に要望を行っているところです。

生活物資の海上輸送コスト軽減については、本町のみならず奄美群島全体の共通課題であると考えますので、今後も引き続き粘り強く要請をしまいたいと存じます。

次、2番目の貨物フェリーの就航の要請でございます。

危険物輸送につきましては、各種危険物輸送に関する関係法令に基づく制約を受け、本町に就航している一般旅客フェリーの船舶輸送において、輸送品目や積載量等の制限、割高な輸送経費が強いられている現状です。

加えて、産業関連資材等の輸送につきましても、輸送コストが高く、町民生活や事業経営に大きな負担となっております。

現在、鹿児島から大島本島、喜界島、徳之島、沖永良部島については、定期貨物船が運航されており、危険物や産業関連資材等の安定した船舶輸送がなされているところです。

本町における危険物や産業関連物資等の軽減化対策について、現行の沖永良部島まで運航している定期貨物船の航路延伸運航など関係事業者と協議を進めてまいりたいと考えています。

次、航空便の利便性向上について、鹿児島・与論間の航空便の増便の要請でございますが、JAC（日本エアコミューター）並びに、RAC（琉球エアコミューター）の2社に昨年から増便要請を行ってまいりましたが、新型機材導入に伴うパイロット養成並びに機材繰りの関係で増便が実現できていないのが現状でございます。航空便を利用する旅行客が増加している現状でありますので、与論町としては増便の要請を今後とも続けていきたいと考えています。

次に、先得割引運賃制度について、国や県の関係機関に要請する考えはないかということですが、奄美群島振興交付金を活用した平成28年度の奄美群島航空運賃

軽減事業により、鹿児島と郡内離島を結ぶ航空便については、奄美群島の住民を対象に離島割引運賃の割引率を普通運賃比約54パーセント引きに拡大し、地域住民の負担軽減が図られているところでございます。

しかしながら、地域住民以外の利用者については、離島割引制度の適用が受けられないため、沖縄の離島路線やその他の離島路線と比較すると、割高な運賃となっています。年間を通して交流人口の拡大を図るためにも、先特割引運賃制度の創設において、恒久的な利用者の負担軽減が求められているところでございます。

奄美群島振興交付金の奄美群島交流事業喚起対策特別事業で実施している「JALグループとの連携による負担軽減事業」において、閑散期を対象とする先特割引運賃制度が実施されておりますが、通年による制度として利用できるように、国・県に対して、各市町村と連携をし要請してまいりたいと存じます。

次、ギンネムの拡散防止対策ということでございます。

各地域で行っております水土里サークル活動により、ため池や農道等に関して刈取りや除草を行っていますが、御指摘のとおり繁殖スピードに追いつかない現状であります。各農家では、除草剤を使用している例もあると伺っています。

ギンネム等資源化できる樹木等は、種子が熟さないうちに敷料化センターへ持ち込み、敷料等にすることが拡散防止につながると考えています。

次、保育士の待遇や保育施設の環境改善についてです。

保育士の待遇については、国は競合地産業との賃金格差がなくなるよう処遇改善を行う方針を示し、キャリアアップの仕組みを構築するとともに、保育士全体で2パーセント分賃金を上乘せすることや、一定の技術等を積んだ人に、さらに2パーセントの賃金上乘せが必要であるとし、財源を確保しつつ平成29年度当初予算から実施する考えを示しています。

本町こども園の場合、御承知のとおり非正規職員39人の体制となっておりますが、厳しい勤務環境の中、十分とは言えない処遇に甘んじた形で幼児教育に携わっているのが現状でございます。

また、保育施設につきましても、経年劣化が進み、老朽化に伴う修繕等も多々発生しており、町としても早期にこれらの環境改善を図る必要性を痛感しているところです。

今後、国の確実な処遇改善策の実施を期待しつつ注視していくとともに、現場の実情を踏まえ検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） まず第1点目でございますが、この問題につきましては、小売

店の方々はもちろんですが、ほとんどの町民の方々から毎回聞かされている、「何とかならないか」と言われている問題で、多分まちづくり懇談会等でも出ているのではないかと思うのですが、これは、とりもなおさず奄美群島の全住民の願いではないかと考えています。特に、私ども与論よりももっと厳しいのが加計呂麻島、与路島、請島といったそういう島々ではなかろうかとは思いますが、こういうことを先ほどの御答弁の中にあっただのですが、やはりこういったハードルの高い政策につきましては、長年かけて粘り強く要請する必要があると思うのです。それで実態というのでも訴えていく必要があるし、それと大島半島あたりは特にハード事業、道路、それから交通基盤整備など優先性があろうかと思いますが、次期奄振の目玉としても取り組んでいく必要があると思います。

これまで奄美復興事業をしてきたのですが、今、私ども奄美群島の郡民1人当たりの所得は、1人当たり197万円となっています。しかしながら、全国ベースでは266万円です。その逆に、生活保護を受けている世帯というのは、4.8、4.9パーセントぐらいで、全国では1.5パーセント程度となっているのが現状です。そういうことで、非常に格差が広がっている状態です。ちなみに与論島のスタンドにおけるガソリンの値段ですが、大体160円から165円で今推移しているところです。これはもちろん資源エネルギー庁の助成も受けつつ、このような値段になっているのですが、鹿児島では115円から120円ぐらいと、やはり40円から50円ぐらい差があると、これは本当の実態です。私は、鹿児島市でも調べてきているのですが、それから極端な例が生コン、これは公共事業でももちろん生コンを使うのですが、これが18ニュートンの1立米で、本町では1万8300円、市内のほうでは1万3000円ぐらいです。ですから、これも5,000円相当の格差があるのです。

そのようなことで、大変業者さんが「諸経費を上げてくれ」ということも、よくちまたで聞くのですが、まずは直接工事という一般資材を用いた工事費が非常に効率性が悪いということがございます。そういったことで、これが更に年々広がっていくので、先ほどの所得の差というのが、これは、ひいては人口減、あるいはまた子供の教育の面、あらゆる面におきまして、そういったことが年次広がっていくと懸念されるので、大変この問題に対しては全郡民が一致して取り組んでいく必要があると思います。

そういうことで、ほかの島のことをいうのではないのですが、トンネルとか、港湾工事が膨大な予算を占めていた奄振事業におきまして、年次そのシェアが今、下がってきている状況にありますので、ぜひ私ども議会も、この問題については重点的に全面に出して、声を高らかにしていきたいと思いますが、行政も議会も民間

も一体となって、この問題に取り組んでいく必要があると思います。

また、奄振事業の窓口である総務企画課でも、次期奄振計画においては、この問題をぜひ最優先に、基幹的重要な課題として取り組んでいただきたいと思います。沖島総務企画課長。

○議長（福地元一郎君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

現在、奄美群島、奄振予算が約国費ベースで200億円を若干超えていると思っています。その中で、トンネル建設、道路関係、港湾など、いろいろな予算があると思いますが、それ以外に約20億円、10分の1、1割についてが奄振交付金、地域公共事業ということで予算化されています。その奄振の交付金事業の中で、先ほどの離島に対する現在は農作物等の軽減事業、航空航路軽減事業といったものがなされているのですが、現在陳情としては、消費税の問題、ガソリンの問題、御指摘の生活物資の軽減化ということを郡内でも強く要望をしているところです。

先般、奄美市においても新しい県知事の報告会みたいなのがあったのですが、その中でも、市民のほうから強く、そういった物資の問題についても御指摘があったようです。そういったことで、広域事務組合あるいは郡内の市町村会等、連携して要望をしまいたいと考えます。以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 三反園新知事も、御来島されることは間違いないと思いますが、その際も町民の代表の方々とか、いろいろいらっしゃるのですが、この問題については、とにかく是が非でも、クリアしなくてはならないハードルでございますので、心を一つにして、対策をひとつよろしく願いたいと思います。

次に、これも懸案事項なのですが、危険物輸送について、2、3年ほど前から課題になってきていますが、先ほど御答弁にもあったのですが、沖永良部まで就航している貨物船が与論には来ていないというのが実情でございます。沖永良部には、共同組海運さんが2便、鹿児島荷役さんが1便就航しているのが実情でございます。そういうことで、沖永良部の場合は、もちろん移入もですが、移出する農産物もじゃがいも等については、これを利用しているというのが実情でございます。

それで、私どもが考えます、例えば与論でも同じLPガスでも、タンクで移入している業者さんもいらっしゃいますが、江ケ島に輸送タンカーで持ってきてから、陸揚げして、充填処理でいったん処理いたしまして、そこから各業者さんのボンベに詰めて、そこから各家庭に配達、供給されているのですが、こういった問題とか。それから、水道課の使われているあれは何ですかね、竹田君、急に振って申し訳なのですが、危険物は、そういうのもありますし、例えば、与論病院で使ってい

る液体酸素、あるいは、そのほか漁業さんの塗料関係とか、かなり今ハードルが非常に高くなってしまっていて、そういった事柄をクリアするためには、是非ともこの貨物船の就航が求められるのですが、話を聞いてみますと、簡単に言いますと、知名、和泊から往復するのに大体100万円近くの経費がかかるということですが、トン数に換算しますと、単純にいうと、例えば、鹿児島から来ますので、1トン当たり1万円ぐらいということで計算した場合には、1往復でそれぐらいのものが必要ではないかということです。沖永良部から与論へ来た場合、沖永良部の荷物を運んでくるわけではないので、鹿児島からの荷物を運んでくるので、やはり1トン当たり1万円ぐらいはかかるということです。

そういうことで、例えば、JAの牛の飼料とか、それから肥料とか、そういったことも含めて、トータル的な物資の量が確保できないと、船の運航はできないということですので、例えば、環境課の場合、ペットボトルとかありますよね、ここから出すペットボトルがかなり多い量があるかと思いますが、あの量というのは、どのくらいあるんですか、環境課長。立米当たりでいいです。

○議長（福地元一郎君） 環境課長。

○環境課長（吉田 勉君） すみません、ちょっと資料を持ち合わせていなくて量はわかりませんが、今ペットボトル等につきましては、リサイクル協会から支持があり、沖縄に送っています。各市町村によって、どこに送りなさいという指示があって、そこに送っている関係で、今は沖縄に、普通の旅客船を使って送っている状態です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 水道課関係のものもありますよね。そういうことで、量は今すぐ即答はできないかと思いますが、できる限りそういった危険物の円滑輸送に関しては、やはり貨物を使ったほうが手続き上もコスト的にもコストダウンできるので、そういったことをするためには、それなりの物資の移送を確保しなくてはいけないということですので、民間ももちろんですが、行政におけるそういった関連するものがあれば、今、新しい清掃センターを建設中で、今は鉄骨類を貨物船が使っているかと思いますが、プラントとかですね。その貨物船の場合も、いわゆる危険物が積める、液体窒素とか液体酸素とかを積める仕様の貨物船と、一般の建築資材とかだけ運ぶ貨物船というふうに分かれていますので、どうしても危険物が積める、爆発物を詰める仕様をされた船舶でないと、私どもは使い勝手がよくないので、なるべくそういった貨物船が就航できるように念頭に置いていただいて、ぜひこれを町民一体となってできるように御理解をお願いしたいと思います。

その次に、鹿児島・与論便が非常に席が取れないということがよく聞かれるの

で、空港、観光協会でデータを取らせていただいたのですが、与論・鹿児島間の便で8月末時点で、累計で1万1171人ということになっていまして、前年に比べると、8月末時点で768人が鹿児島・与論便で増えているということでございまして、沖縄便は1万1000人、同じぐらいなのですが、1万1415人で、前年比8月末時点で1,337人が飛行機便を利用した方々が増えているのです。

船も飛行機も利用した総体での入込客では、8月末時点で去年に比べて8,361人増加しているということで、今年を通していきますと、これは1万数千人にのぼるのは、もう目に見えているのですが、どうしても鹿児島便について何らかの対策がいるということですが、先ほどの答弁でもあったのですが、郡島民については離島割引カードを利用しまして、本当に格段の航空運賃の軽減化が図られて大変ありがたいことにございます。先ほどもありましたように、奄振の交付金を使って、これがなされているのですが、今、沖永良部は朝、昼、晩ということで3便ありますよね、Q400が2便、そしてサブ機が1便ということで、3便体制になっていますが、与論はQ400の1便しかない関係で大変厳しい状態です。

話を聞きますと、着陸に関しましては、向こうから例えば74人乗せてきても、例えば、天候が悪いときなどは、上で燃料を使い切る形、あるいは航空の距離を遠くとったりすることと、それによって負荷を小さくして、それで着陸してくるのですが、あの飛行機は可変ピッチプロペラといいまして、プロペラが反転するような構造になっていまして、急ブレーキをかけたような、急制動がかかったような形で、着陸に関しては今のところ問題はないということですが、与論空港の場合、滑走路は1,200メートルで、沖永良部は1,350メートルあるのですが、この離陸が問題になっているようです、特に夏場ですね。夏場というのは、どうしても南風がほとんどですよ、そして兼母海岸のほうから供利に向かって滑走路が全部上り勾配になっていることと。それから、気温が上がりますと、どうしても空気密度が下がる関係で、ですから64人しか搭乗できないという日がかなりございまして、64人乗っているということは、これは65人目の人は降ろされた、乗れなかったということが想定されるのです。64人ぴったりのオーダーというのはないと思いますので、それで、調べさせてもらったのですが、7月の64人しか乗れなかった日は15日間ございます。だから、1か月の半分は満席だったということで、その他の人は乗れなかったと。7月が17日間あったということでございまして、これは、それ以外の方々については乗れなかったと、1便しかないわけですからですね。そういう理由がございます。ですから、この飛行機の場合は1,400メートル欲しいということでJACさんからは説明を受けているのですが、どうしてもそういった利用者が、それだけ増えることが1つの条件だという答弁もございま

て、しかしながら、先ほどの御答弁もあったのですが、やはりそのところをなんとかお願いしたいということで、サブでもいいから、とにかく繁忙期の7、8、9月については、増便をお願いできないかという要請を、会社が鹿児島空港にあります、そこに足を運んで要請する必要があると思うのです。

ぜひ町長、そのことも出張の際は早めに行かれて、ひとつお願いをしたいと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 確かにそのとおりでございまして、本当に乗れなかった、便が少ないという要望が私にもあります。

おっしゃるとおり、鹿児島に行く際はJACの担当者とも会って、現状を訴えて要望していきたいと考えております。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） やはり今、与論が非常に百合ヶ浜の観光資源とかのPR効果もあると思うのですが、観光客が今の時期でもかなりの数入ってきている状況で、昨日だったですか、与論空港に行きましたら福地議長もいらっしゃいましたが、ターミナルは、倍の大きさに拡張してあるのですが、とにかくターミナルの中がお客様でごった返している状況にあるのです。昨日は、たまたま天候不良もありまして、奄美便から沖縄便から錯綜（さくそう）していたところもございまして、この沖縄便も今は2便飛ばしているのですが、これもほとんどお客様が利用しているということで、非常に大変良い傾向です。

そういうことで、先ほどパイロットの不足とか、いろいろ御答弁があったのですが、そのところをぜひお願いしたいということで、強ちに議会も頑張っていかななくてはならないということも考えられるのですが、民間、行政、議会もこの問題については、お願いするしかないと思いますので、町民の方々から尻をたたかれるだけだと思いますので、ひとつよろしく頑張っていきたいなと思いますので、御理解いただきたいと思います。

それから、先ほど先特割のことで質問をいたしまして御答弁があったのですが、今、一般の郡民にとりましては、離島割引カードということで、鹿児島あるいは各島々との間はできているのですが、沖縄の場合は少し対応が違いまして、沖振と奄振をかみ合わせた形で交流喚起事業で対応しているわけで、船も沖縄までは2,840円ぐらいで行けるように今はなっています。

それから飛行機の場合も、1日前割引で行くと1万2000円ちょっと、それから4週間前割引でいきますと9,000円ちょっとで行けるようになっているのですが、特に奄美に来るお客様は格安航空が就航しているから、その辺は問題ないと

と思いますが、鹿児島経由で来るお客様とか、島から出て鹿児島に在住されている方が、介護とか、その他の用事で来るお客様は席が取れないということもありますが、やはり運賃が高いというのが非常にネックになっていますので、この問題につきましても、これは行政側に、交通政策課とか離島振興課に強くお願いをしていますが、なくてはいけないのですが、これも先ほどの離島海上貨物輸送費の軽減対策とあわせて、強くこれも要請していく、海と陸とはなくてはならない交通機関ですので、この問題についても、町長、あるいは総務企画課長の頑張りが必要だと思いますので、議会共々連携して頑張っていきたいと思いますので、副町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 副町長。

○副町長（久留満博君） ありがとうございます。やはり飛行機の増便につきましても、ここ2年あたりから非常に必要性を感じているのですが、いかんせん機体の不足と機種の変更によって、パイロットの養成をしているということで、特にJACですが。そういうところもありまして、なかなか要望がかなえられていないという現状でございます。

しかしながら、奄美の島々において1日1便鹿児島から飛んできているのは、与論町だけでございます。喜界は3便、沖永良部も3便、徳之島が4便、奄美は7便が鹿児島から就航している。平成30年度の世界自然遺産登録に向けては、奄美と沖縄と与論を基点にして、つなげるようなトライアングル式の要望とか、例えば、沖縄から与論まできて、与論から徳之島経由で鹿児島に帰るとか、いろいろな方法が考えられますので、その辺は要望の中に足して、積極的に推進をしていきたいと考えます。以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 今回の副町長の意見は、大変にユニークというか、斬新な考え方だと思うのですが、確かに、従来ジェットが就航していた徳之島も、今はQ400で就航しています。今おっしゃられたように、例えば徳之島・与論というのを組み合わせた形での運航というのは、これは素人にはわからないのですが、先ほどのパイロットの問題とか、そういった問題もあるでしょうけれども、このことに関しては、固定観念にとらわれていることもあるかと思えますから、ぜひこういった、今トライアングルという運航形態の提案もありましたが、そういったこともJACさんに1つの提案として、考えられることとして意見を出してみても、やはりなんとか、とにかく欲しいのだということで、お願いするべきではないかと思えます。そうすれば、与論と徳之島との間の船ばかりではなくて、航空便の確保という観点からも、非常にこれは大変すばらしい提案だと思いますので、ぜひその問題も大いに出してみても、お願いする価値がかなり高いのではないかと思いますので、ひとつ御

検討いただきたいと思います。

まだ時間はあったかな。

○議長（福地元一郎君） あと21分です。

○5番（高田豊繁君） すみません。引き続きいいですか。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） ギンネムのことなのですが、先ほども御答弁にあったとおりでございまして、これは例えば、その隣の土地は、有村さんの土地ですが、昔は結構ギンネムがあったのです。今度は逆にユウナとか、ほかの木がきたら押しつぶされて、制覇されて、なくなっているような状況で、意外とこのギンネムというのは、新しい土地、更地とか、新しく工事をした所の法面とか、そういった所、排水路の法面とか、そういった太陽光線を浴びられる所に意外と繁殖するような感じにはございます。そして、アルカリ土壌を非常に好んでいるのではないかとということですが、これは与論島だけではなくて、沖縄のサンゴ礁の島、伊是名島があるのですが、こちらもやはり同じように、かなりギンネムが繁殖している状態でございます。沖縄の高速道路でも、このギンネムがあまりにも繁殖しすぎて、種の飛散などもあり、非常に交通障害になっているということです。これは、あまりにも成長が早いものですから、半年前に伐採したのが、また生えてきて、非常に道幅が、例えば5メートルあるところが3メートルぐらいに狭まってくるものですから、そういうことで非常にこれも厄介な問題だということ考えています。話を聞きますと、牛の餌としては不向きであると、障害が出るということで、牛のほうからも嫌われているという植物でございまして、沖縄では、お茶とか、そういう健康茶みたいなものに利活用されているようにも思いますが、とにかく今のこの時点では、伐採をして除草剤なり、そういったので、とにかく繁殖拡大、拡散を防ぐことが最も手早いことではないかと思えます。

また、例えば道路をつくる場合もコストはかかるでしょうが、防草（ぼうそう）シートを敷くよりは開墾をすとか、法面にですね。そういったものにして、とにかくギンネムが繁殖しないような、コストはかかっても将来的にはメンテナンスフリーになるような工事の施工を考えるかと思えますので、建設課も産業振興課も、県とも話をしながら、特に水路の場合は、畑と畑の間から水路が通っているので、非常にメンテナンスが厳しいところもございまして、そういうことも一応発案しながら、どうかなということ考えています。

また、前にあった事業ですが、緊急雇用創出臨時特別基金事業というのが、総務企画課のほうでやっておられましたけれども、これは農政課のほうで事業としてはありますよね。いわゆる緊急雇用創出事業臨時特例基金事業というのが、俗に緊急

雇用特別対策事業といわれている事業がありまして、ある一定期間、例えば、仕事場がない方々とかを集めて伐採事業をさせたりとか、舵引き丘（ハジピキパンタ）とか、それから琴平神社の周りとか、麓さんとかのチームで、それをされたことがあります、その事業はまだあるでしょう。

○議長（福地元一郎君） 副町長。

○副町長（久留満博君） その予算は既に終わっています。確かに緊急雇用対策事業におきましては、NPOの方々を雇用しまして、町の施設、あるいはいろいろな清掃関係をお願いして、まず大切なことは自分の農地ですので、農地の管理については、個人のほうで、もっともっと積極的な対策をやっていく以外方法はないのかなと考えています。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） これは個人の農地等につきましては、今、逐次土層改良事業などが導入されて、その対策は講じられていますが、公共施設の道路排水路とかの法面に繁茂しているのさえつぶせば、個人のは、今おっしゃられるように、個人の責任の範囲だということは明白ですが、あるいはまた、土地改良事業でできますが、いわゆる道路管理、排水路管理の上で、災害、それから事故等を起こさないためにも、このメンテナンスをする必要があると思うのですが、これはどうしても行政だけではやり切れない、また集落においてもやり切れないところがございます。そういったNPOを使った事業制度が、まだあるのです。予算要求がなければ、予算はもらえませんから、そういうことで、そこら辺にもアンテナを出していただいて、仕事をしたいなという人はいらっしゃるんで、例えば、トラッククレーンの下に、モアというのがありますよね、回転して切る、瞬間的といったら言葉は悪いけど、早めのできるのがあるのです。先ほど、ラブセンターとのからみあいもありましたが、時期がよければ、そこらあたりにも運べる資源ともなり得ることも考えられますから、ひとつその点もぜひ考えていただきたいなと思います。NPOがされた事業は、どこが主幹だったですか、町長わかりますか。教育委員会だったですか、総務だったですか。

○議長（福地元一郎君） 副町長。

○副町長（久留満博君） NPOの麓さんのグループを活用したのは、商工観光課時代の事業でした。城（グスク）の遊歩道の周辺の整備とか、あと探索路の関係、あるいは史跡めぐりの関係などがあります。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） これは一応対象とする場所によって主管課は違うと思いますので、農道とか排水路だったら産業振興課になるでしょうし、町道だったら建設課に

なるでしょうから、そういうことも、また検討されてみてはどうかということでございます。

それから除草剤も、やはりやってみますと、ラウンドアップというのは、ものすごくあれは効くのです。瞬間的にはいかないですが、かなり効果があるということです。

法面の保護のためには、ギンネムの根張りがありますから、根を張るのがありますから、確かに崩落防止には役立っているのです。あれが多すぎると、今度はごみがついたりとか、いわゆる排水機能の低下にもなりますし、また農地への拡散もありますので、やはり対策をする必要があると考えますので、ひとつ検討していただきたいと思います。

それから、こども園のことについてですが、私ども総務厚生文教委員会といたしましては、過去に数度こども園を訪問いたしまして、いろいろ現場の声を聞いて、行政にも、主管課の町民福祉課の課長も呼んで論議はしているのですが、やはり先ほど答弁がございまして、29年の初期の段階で、この対応はしていくということですが、1点だけ御提案申し上げたいのですが、今こども園の園長というのは、副園長も含めてですが、本当に子育てのプロ中のプロですよ、それなりのスキルをもって経験も豊富な方々がそろっているのですが、この方々を一般事務とか、営繕とか、そういった庶務関係に振り回されると、どうしても子供に対するケアが行き届かないというのが考えられるのです。

新たに保育士を採用ということもなかなか難しいこともあろうかと思いますが、そこで私どもの委員会のところで出たのですが、やはり事務関係については3園を統括して事務担当を場内において、営繕対策もできるような、そういう職員を置くことによって、園長とかの所轄する事務がクリアされますので、それだけ子育て、あるいは幼児保育にも従事することができると、それと3園ともがバランスのとれた経営が成り立つのではないかとということもございまして、全く行政と園が切り離された状態では、あまり好ましくないと思うのです。ですから、あくまでも町民福祉課の範囲でございまして、そこにそういった事務と営繕を兼ねた庶務関係を置いていただければ、非常に効率良く園長先生も子育て支援、あるいはまた、そういった管理関係ができるのではないかとということもございまして、この件につきましては、私どもの委員会での提案だということでご捉えていただきまして、御理解いただきたいと思います。

それから、子育て支援、あるいは少子化対策というのは、本町の町政の大きな柱でございまして、園長や関係者の方々と意見交換をしながら、活力ある職場づくりを目指して努力していただいて、すばらしい子供たちが幼児教育を受けられるよ

うに、ひとつ行政側の特断の御配慮をお願いしたいと思いますが、最後に町長お願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 先ほどの園長の事務の軽減については、私たちがまったく同じようなことを考えておりまして、副町長がすばらしい案を持っているなど改めて思いました。

今、教育委員会と年に1回だけ議会も一緒になって園の訪問をしているのですが、今後とも御意見やアドバイスなどを聞きながら運営をしていければと思っています。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） ありがとうございます。

力強い御答弁をいただきまして、私の一般質問をこれで終了させていただきま  
す。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） これで5番、高田豊繁君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。10時30分から再開します。

-----○-----

休憩 午前10時21分

再開 午前10時29分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、3番、川村武俊君に発言を許します。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） おはようございます。日本共産党の川村武俊でございます。

2016年第3回定例会において、先般の通告に基づいて質問します。

#### 1 安心・安全な防災対策について

- (1) 役場の第一の役割は、町民の命と安全、暮らしを守ることであり、災害が発生したときには、庁舎が救援の拠点として十全に機能しなければならないことはもとより、災害からの復興のための司令塔となる重要な場所である。役場庁舎の建設については、それにふさわしい条件を最優先に考えて進める必要があると痛感されるが、町長はどう考えているか。
- (2) 地震により津波が発生したときに、子供や高齢者をはじめ、障害のある住民が取り残される心配があるが、このような災害から住民を守るために、どのような対策を考えているか。
- (3) 台風などの風水害に備えて、関係機関が事前にとるべき対応を時系列で

整理した「タイムライン」(事前防災行動計画)を導入する動きが全国で広がっているが、町長は、このシステムを導入する考えはないか。

## 2 子育て支援対策について

- (1) 子供の医療費については、県内の約7割の市町村が中学校卒業まで無料化している。本町は就学前までとなっており、大変遅れていると痛感されるが、町長は無料化について中学校卒業まで拡充する考えはないか。
- (2) 共働き世帯が増えている中、学童保育所をつくってほしいとの声があるが、設置をする考えはないか。
- (3) 子育て支援対策の一環として、夏休みなどの長期休みの際に、子供たちに昼食を提供できる制度をつくる考えはないか。

## 3 教育振興対策について

- (1) 危機的な状況にある「ユンヌフトゥバ」の継承について、具体的対策をどう講じていく考えであるか。
- (2) 未来を担う子供たちへの教育の一環として、子ども議会を開催する考えはないか。

以上、質問事項とします。

○議長(福地元一郎君) 町長。

○町長(山元宗君) それでは、お答え申し上げます。

まず、救援の拠点として、あるいは災害復興の司令塔となるような庁舎の建設はということでございます。お答えを申し上げます。

役場庁舎の果たす役割として、町民の安心・安全な暮らしを支える拠点となる施設でなければならないと考えています。庁舎は、災害の発生時に災害対策本部を設置し、救助や復旧・復興に向けた指示や指揮、情報の収集・伝達等、災害復旧・復興活動の中核としての機能を担うことが求められています。そのため、庁舎自体の耐震性、防火性能はもとより、津波災害に対する安全な場所でなければならないと考えています。

現在、庁舎建設検討委員会において、防災拠点としての役割、町政運営やまちづくりを推進する拠点施設であることを十分に考慮し、建設場所の協議を進めているところでます。

次、子供や高齢者、障害がある住民の災害の避難ということでございます。

災害時の独居老人や障害者等の要援護者対策については、平成21年度に与論町地域包括支援センターが中心となり、民生委員や介護ケアマネージャー、各自治公民館館長等と連携して、要援護者台帳を作成しています。

現在、台風接近に伴う避難準備情報及び避難勧告発令時には、消防団による避難

所への移送や安否確認を行っています。

地震による津波の要援護者対策としては、津波到達までの時間を考慮すると、周辺住民の応援、あるいは地域ぐるみの自主的かつ組織的な防災活動に期待することが大きく、このことから各集落の自主防災組織や小組合単位による救援体制を整えることが重要であると考えています。

各自治公民館や自主防災組織等と連携を密にしながら対策を講じてまいりたいと思います。

次、台風災害などに備えて、台風や風水害に備えたタイムラインの導入ということでございますが、台風襲来時において、名瀬測候所や気象庁等の台風情報の収集を行いながら、与論町地域防災計画に基づいて、初動体制を講じているところです。本町が風速25メートル以上の暴風域に入ることが予想されるときは、災害警戒本部、災害対策本部を設置し、避難所開設や災害要援護者の支援等、役場全体で構成する組織の配備と各消防機関との連携により、事前の防災体制を講じているところです。

質問にあります「タイムライン」(事前防災行動計画)につきましては、防災行動の初動体制の指針となり、防災・減災に大変有効だと考えていますので、策定に向けて検討を進めてまいりたいと考えています。

次に、子供の医療費を中学校まで無料化できないかということですが、現在、乳幼児(就学前・歯科を含む)の疾病の早期発見、早期治療を促進し、乳幼児の健康保持を支援するため、県単補助による乳幼児医療助成を実施しているところであり、平成27年度実績は、助成実人員200人(非課税世帯含む)、助成費総額251万1000円となっています。ちなみに、平成27年度9月現在における15歳未満までの医療費補助実施団体は、県全体で見ますと、入院・通院が18市町村、郡内では2市町村が実施しているところです。

少子高齢化が一層進行する中で、子供の医療費助成の是非が大きな論点の1つになっていますが、医療費の無償化は、少子化対策の柱である子育て支援策として有効である反面、無料化は安易な受診を誘発しやすいことや、結果的に波及増も含めて医療費の増高を招く等の賛否両論もあることから、今後、財源の確保を含め、所得制限・一部負担金の有無やサービスの利用の適正化、段階的な実施等について慎重に検討してまいりたいと考えています。

次、学童保育所を設置するという質問でございますが、本町では、現在与論こども園と、ハレルヤこども園に「放課後児童クラブ」、旧称「学童保育所」がございいますが、ハレルヤこども園においては、46人の利用者がおり、定員いっぱいの状態です。利用者の中、25人が茶花小、9人が那間小、12人が与論小から通って

います。定員いっぱいでは利用できない家庭や自宅から遠く利用できない家庭からの設置を求める声があがっていると捉えているところですが、今後、設置を検討するうえで、子供が小学校に就学した頃に、学校が終わる午後4時、5時以降に預ける場所がなくなって母親が仕事を辞めるケース、いわゆる「小1の壁」を打破するだけの「放課後児童クラブ」の設置ではなく、それに加え、次世代を担う人材を育成するため、全ての就学児が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようにするため、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」を一体化した施設の整備が必要であると考えているところです。少子化に伴い増加傾向にある小学校の余裕教室を利用するなど、教育委員会と福祉部局が連携を強化し、設置に向けた検討をまいります。

次に、夏休み等長期休みの際の昼食の提供についてです。

給食センターにおいて、夏休み期間中、男性職員2人で調理場内に設置してある全ての機械器具のメンテナンスを行い、給食開始1週間前には職員総出で、センター内外の消毒を施し、給食提供の準備をしています。

もし提供する場合、現在学校に給食を提供しているのと同様に定時に配達し、定時に回収することや、学校職員の指導下での給食提供、そして毎日の給食数の変化に対応する食材の調達、さらに施設の構造上、少量の調理に適さない等、給食センターを利用した昼食提供は困難だと考えています。

次、「ユンヌフトゥバ」の継承につきましてです。

御指摘の危機的状況にある方言「ユンヌフトゥバ」の継承について、その重要性は十分認識しています。

与論町では、その保存伝承の意識高揚のため、平成18年度に2月18日を「ユンヌフトゥバの日」として条例に制定しています。そして、与論小学校を中心に学校でも学ぶ機会を設けるようになり、これまで、こども園や小学校において、与論のことわざカレンダーを基にした学習、学習発表会における方言劇、島唄、道徳における島の教えを取り入れた授業などを行ってきました。

○議長（福地元一郎君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長。

○教育長（町岡光弘君） 教育振興対策について、先ほど町長が途中まで述べられまし

たが補説をさせていただきたいと思います。

御指摘の危機的状況にある方言は、「ユンヌフトゥバ」の継承について、その重要性は十分認識しています。

与論町では、その保存伝承の意識高揚のため、平成18年度に2月18日を「ユンヌフトゥバの日」として条例を制定しています。そして、与論小学校を中心に、学校でも学ぶ機会を設けるようになり、これまで、こども園や小学校においても、与論ことわざカレンダーを基にした学習発表会における方言劇、島唄、道徳における島の教えを取り入れた授業などを行ってきました。

また、子供たちによる与論カルタ大会を2月18日の「ユンヌフトゥバの日」に開催したりして、子供たちがユンヌフトゥバを楽しみながら学び・伝えていく環境もできています。さらにうれしいことに、ユンヌフトゥバを残したいと願う方々の活動も生まれています。今年、こども園での基本的な共通のカリキュラム作成を始めました。また、与論小学校以外の小中学校でも年間2時間程度の「ユンヌフトゥバ」学習の時間を設定し、それぞれ工夫を凝らした学習を展開することにしました。

本町においては、11月13日に開催されます文化庁主催の「危機的状況にある言語・方言サミット」が開催されます。このサミットが方言の重要性を広く町民への理解・周知する絶好のタイミングとして捉え、今後の保存伝承への機運の醸成に役立てたいと考えます。

続きまして、(2)未来を担う子供たちへの教育の一環として、子ども議会を開催する考えはないかということについて答弁いたします。

平成27年6月17日に成立した公職選挙法等の一部を改正する法律により、公職選挙法に定める選挙権を有する者の年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き上げられたことで、18歳以上に選挙権が認められています。これにより、今後の主権者教育の充実は学校、家庭、地域が連携して行わなければならないと考えています。

そのような中で、今回質問された子ども議会の開催は、大変意義のあることで、現在、他の市町村の取り組みを参考にしながら検討を進めているところです。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） この役場庁舎の建て替えの件についてお聞きしたいと思います。私は、やはり役場庁舎の建て替えにおいては、基本的なことを町民と共有して進めていく必要があると考えています。

それで、お聞きしたいと思います。昨日、震度4の地震があったのですが、私は早期の仮移転をしたほうがよいのではないかと考えているのですが、この時期と場所

はどうなっているか、お聞きしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

先般の与論町一般会計（第5号）補正予算の中にも予算的なことについては、お示しをしております。まず、多目的屋内運動場の中に、リース方式によりましてプレハブを設置する予定としています。その金額が、これについては、あとの沖野議員の関係もありますが、まず時期なのですが、予算が通過していますので、公募型の発注方式によって、プレハブの建設をしていきたいと思っています。

また、議会事務局、それから建設課、そして教育委員会につきましては、建設課については、南庁舎の活用、それから教育委員会については、砂美地来館の活用、そして議会事務局は、防災センター、あとはプレハブの中と、多目的屋内運動場の2階部分、両サイドあるのですが、そちらを予定しています。プレハブの支払いについてはリース方式で、平成29年度から3年間ということで約3900万円ぐらいを計上して債務負担行為によって、この間、承認をいただいたところです。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） これにあわせて、庁舎建設検討委員会において新庁舎の場所とか、そういったことを協議しているということですが、この検討委員会の委員の構成はどうなっているのか、これをお聞きしたいと思います。

○副町長（久留満博君） 委員の構成ですか。

○3番（川村武俊君） はい、委員の構成です。

○副町長（久留満博君） 庁舎建設検討委員会の委員ということですか。

○3番（川村武俊君） はい。

○議長（福地元一郎君） 副町長。

○副町長（久留満博君） すみません、ちょっと資料を探すのに時間がかかりまして、申し訳ございません。

一応、各集落の公民館長、各種団体長、そして各事業所、JA、漁協、商工会の会長、消防団の団長、福祉協議会の会長ほか含めまして、28人をお願いしているところです。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 私が、これをお聞きしたのは、九つの集落の公民館長が中に入っておられますよね。ですから、なるべく公民館で住民の方の意見を聞いて、そういう検討委員会にも反映していただきたい。そうすれば、集落内でいろいろな意見が出てくると思います。例えば、場所の件だとか、こういったことをやってほしい

とか、せつかく28人の長の方がいらっしゃるのですから、そういった住民の方の意見を反映できるような、そういったのをつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 副町長。

○副町長（久留満博君） もちろん、それぞれの立場、あるいは今の役職上の方々から意見をいただきながら、会合は進めさせていただいています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） なかなかですね、例えば公民館長なりが、こういった話し合いがあったというのを集落内でもなかなか出てこないものですから、どうなっているのか、町民はわからないのです。ですから、説明会を多くもつのも一つの手なのですが、それよりは地域住民を集めて、そういった説明会をしていく、これが一番、やはり町民と共有して進めていく、こういう一つの手だと思います。これから、そういった形で進めていかないと、結局いろいろな意見というのは、説明会でどんどん出てくると思うのです。それを一方的に行政が進めていくのではなくて、そういった集落内で集約しながら進めていく、そのほうがスムーズにいくと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 副町長。

○副町長（久留満博君） 会のあり方としましては、そのように進めているつもりです。この検討委員会につきましては、過去7回ほど会合をもっています。平成26年度中に5回、そして27年度、28年度と庁舎建設検討委員会を進めています。そういった中で、この庁舎の移転につきましては、当初、東北の震災のことを要するに災害の最重要点課題ということで、津波の対策というのが一番問題になっていました。ところが、今年の4月に発生をいたしました熊本の震災によりまして、町民あるいは役場の職員から、庁舎の崩壊とか、いろいろ映像を見た中で、実際に今、行政が推進をしている平成31年、32年度の建設まで待てるかという、この庁舎自体がもつかということが非常に問題になっています。

そういった中で、昨日の地震の時もそうだったのですが、全職員が庁舎外に出まして、約2分半ぐらいかかったと思っています。1階の職員に至っては、なかなかその後落ち着いて仕事ができないというのも現状でしたので、そういったのを踏まえながら、ぜひ早急に進めていければと思っています。以上です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） できれば、この仮移転の問題でも、やはり町民はわからないのです。ですから、そういったのを逐次町民に知らせていくというのが一番大切だと思いますので、そのあたりをきちんとしていただきたいなと思います。

次に(2)についてなのですが、やはりの津波を想定すると一番の危険地帯が茶花集落だと思います。例えば、仮に津波があったときに避難をどうするかという、そういうマニュアルはできているのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） そのマニュアルというのは、今のところできてはいませんが、地震に対する津波への対策としては、やはり津波の場合は一瞬のうちに来てしまうということもありますし、どの場所にいるかわからない。高台に行くというのは、基本的にはわかると思いますが、そういったことで島全体で、そういったことが一番いいのかというのがちょっと難しい面もありまして、考え方としては、各集落の自治防災組織が2年ぐらい前にできましたので、そういった集落ごとで、いろいろなことを取り組みながら課題をみつけて、少しずつ島全体に広げていく、そういったことでマニュアルの作成等は進めていきたいと考えています。以上です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） それともう一つ、お聞きたいのですが、仮に津波があったときには、発電所とかガスプラントとか、そういったのが茶花の向こうに集中してあるのですが、もし津波があったときに、こういったライフラインのかなめをなすところが、どうなるかということは調べているのでしょうか、どうですか。把握しているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 副町長。

○副町長（久留満博君） そのへんにつきましては、一応科学的なデータは出ているのですが、実際にこの与論島で、どの方向から津波が押し寄せてくるか、茶花の市街地がどうなるかというのは、今鹿児島大学の専門の先生に委託をいたしまして、お願いをいたしまして、想定される4.58メートルですかね、そのメーターの津波がきたときに、こういった方向になるかというのを今つくっていただいているところです。年内には、そういったことも報告を公表いたしまして、順に町民説明会をもちたいと考えています。以上です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 次に移りたいと思います。

タイムラインのことについてなのですが、タイムラインは、例えば、台風上陸などの数日前から逆算して時系列で「いつ、誰が、何をするか」ということを文章や表で示し、事前防災行動計画とも呼ばれています。近年、台風がどんどんどんどん大きくなっているのですが、アメリカのカリフォルニア大のチームが、米軍合同台風警報センターと、日本の気象庁のデータを使い1977年以降に発生した台風の

進路や強さを分析しています。この結果、フィリピン東方で発生した後、北方向に移動した台風のうち75パーセントが中国や日本などに上陸しているということがわかっています。台風ごとのピーク時の風速は、77年から2013年度の間に年平均で15パーセント増加しているということです。ですから、この間、台風はどんどんどんどん大きくなってきているということです。

ですから、アメリカの基準で最も強いカテゴリー5、2番目のカテゴリー4、これらに分類される非常に強い台風の数も4倍近くに増えているというデータがあります。ですから、海水温度がこの10年間で0.3度ずつ上昇しているということです。ですから、確実にスーパー台風が発生してもおかしくないと認識をしておかなければいけないと思います。

そういった中で、やはりこのタイムラインというのは、本当にこれから制定していかなくちゃいけないなと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） おっしゃるとおり、本当にタイムラインの作成については、早急に検討していかなければならないのではないかと思います。

特に、台風が非常に大型化してきている現在ですので、特に、この与論町におきましては、早急に進めて策定していく必要があると考えます。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） お願いしたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

子育て支援対策についてですが、御答弁にある医療費を無料化すると安易な受診を誘発しやすいということなのですが、これはどのような数字上の事例をもって御答弁しているかということをお聞きしたいと思います。担当課長お願いします。

○議長（福地元一郎君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒勺徳雄君） お答えいたします。

現在、国保の加入者の状況を見ますと0歳から4歳の子供の医療費等が19万円ほどになっていまして、その中では風邪、それから、ちょっとしたけがとか、そういう部分で医療にかかるような事例が多々あるということも言われておりまして、そこら辺の部分で、例えば感染症などが起こった場合には、それは防げない部分もあるかと思いますが、そういうのも含めて、いわゆる、軽微な症状などで無料ということになれば、安易に受診するという傾向もなきにしもあらずなことから、国保の関係者の中でも、また委員会の中でもそういったことを指摘されている状況ですので、こういう表現です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 鹿児島県の三反園県知事も高校卒業まで無償化したほうがいいのではないかとおっしゃっているのです。無料化すると、いかなくてもいいものを行っていると言っているのですが、私は逆だと思います。これは、とにかく有料化だと、その状態がひどくなるまで待って、ひどくなってから受診する、余計な医療費がかかると思うのです。そのあたり、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（酒勺徳雄君） 確かにその状況によりましては、重症化になった場合は、これは大変な状況になるという部分もありますが、本町の場合をかえりみますと、町長の御答弁にもありました中で、医療費の増高というのも、また大きくなっているので財政的な面、それから、個々の受診の面からしましても、主に財政的な面から考えて無理があるのではないかという考えもあるところです。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 私は、この子供の医療費については、やはり町が責任をもって無料化して進めていくべきだと思っています。大人まで無料にしてくださいというわけではなくて、本当に子育てできる与論町、これをやはりつくっていくためにも、こういったのをきちんと1つずつクリアしていかなければ、そういった子育ての町というのはできてこないのではないのでしょうか、町長、いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今おっしゃるとおり、本当に町の財政等を考えて今後の慎重な検討をしていきたいということを答えましたが、子供の成長、あるいは子育てのことを考えますと、そういうことも、川村議員の御意見も参考にしながら、今後検討を進めていきたいと思えます。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 県の流れもみまして、一緒になって進めていただければありがたいなと思えます。

次に移ります。学童保育についてなのですが、御答弁いただいたとおりでございますが、できれば教育委員会や町民福祉課と一緒に、余っている教室を利用して、ぜひ進めていただきたいと思えます。教育長、いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） はい、ありがとうございます。関係課長とも今おっしゃられるように、将来的には放課後子ども教室を一体化した施設へという方向が国の進めている流れでもございます。子供たちや保護者のニーズやら要望、そういうのも踏まえながら、見極めながら、その方向にもっていきける方向で考えてはいきたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） この母親を支援するという意味でも少子化対策の意味でも、ぜひとも進めていただきたい、このように思います。

次に移ります。学校の長期のお休みの時に昼食を提供できるような、そういった制度をできないかということをお母さんからよく聞くのですが、全国で子ども食堂というのがあると思うのですが、例えば、与論に合った、そういった民間委託でもよろしいです。そういったものができれば一番ありがたいなと思っているところです。どうしても働きながらだと、昼の時間帯がなかなか少なく、仕事に支障をきたすという、こういった話も聞きますし、また、どうしても仕事に差し支えるものだから、例えば冷凍食品で済ますとか、こういったことからありますので、なるべく民間委託でもいいですし、そういった何か制度ができれば一番ありがたいなと思いますが、町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 大変ありがたい御意見なのですが、実際面といたしまして給食センターを中心にして、そういう子供たちへの給食の提供ということを考えますと、非常に難しいのではないかと思います。

それとあと1つ、できるだけ母親の愛情のこもった食事を子供に提供させて、子供を育てていただければなという思いもあるのです。仕事との両立で大変厳しいところもあるかもしれませんが、そういうことでしていただければ大変ありがたいなと今は思っているところです。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 御検討いただければありがたいなと思います。

また、何かいいアイデアがあれば、ぜひとも進めていただきたいなと思います。

次に移ります。「ユンヌフトゥバ」の継承についてですが、やはり方言は、私は精神面や文化等、これまで昔から引き継いできたものの一つのかなめであると思います。与論の言葉を使えるのと使えないのでは、ぜんぜん違ってくると思いますし、そういったことを考えれば、どうにか、この「ユンヌフトゥバ」を継承していけないかと思っているのですが、最後の子ども議会とあわせて御質問をしたいと思っています。

私が、なぜ子ども議会を開催していただきたいかというのは、「ユンヌフトゥバ」を織り交ぜながら、そういった活用をしながら進めていければ一つの「ユンヌフトゥバ」の学習にもつながっていくのではないかと思います。この子ども議会を開催していただきたいと思うのですが、教育長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。まず「ユンヌフトゥバ」については、先ほどありましたように、今回11月13日に全国で3番目になります消滅危機言語、方言の文化庁主催の会があります。その中で、いい機会として町民に与論の文化である方言を島言葉をどのように大事にしていくかという共通ベースの話し合いができればなと思っています。それがアイヌの言葉から八丈島、そして沖縄、奄美語というふうに様々な活動がありますので、その点はよろしくお願ひしたいと思いますが、それと子ども議会についてですが、大島地区の各市町村を中心に子ども議会を調査しました。小学生が中学生に質問する議会やら、中学生が議会のほうに質問することやら、小中学生が当局に質問する議会やらいろいろありました。

今後、島立ちの教育という形で、与論の子供たちに子ども議会を開催するには、どういう方向が最もいいのかということで、子供同士が議会をするというのも考えながら、高校生も巻き込んだ形で島づくりを考える議会にできないかというのも、今、比較検討しながら進めているところです。今のように、各方面から「ユンヌフトゥバ」を使いながら、ある一部そういうことが、子供同士で答弁したり、今後こういうふうなまちづくりをしていきたいということも考える提案を受けたり、答えたりするという形の議会にもっていけるよう、島言葉を活用したのも取り入れる視点にさせていただければと思います。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 11月3日に方言サミットがあるということですので、できれば、こういった絶好の機会に垂れ幕ぐらいはつくって周知を図っていただきたい。ただやります、やりますだけではなくて、ちゃんと町民にありますよという、そういうことをやはりしていただきたいと思います。教育長いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 教育長。

○教育長（町岡光弘君） 大変ありがとうございます。全くそのとおりだと思いますので広報については、今日の朝礼の中で町の文化として皆さんが参加する意識を高めるためには、こういった広報活動をしたらいいかということをお話合っただけだったので、予算の許す範囲で横断幕とか、それから啓発の回数とかチラシとか、そういった工夫も11月まで頑張っていきたいと思っています。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） これで私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 3番、川村武俊君の一般質問を終わります。

次は、2番、沖野一雄君に発言を許します。

2番。

○2番（沖野一雄君） まず、質問に先立ちまして一言申し上げます。このたびの選挙によりまして、私、町議会の一員に加えさせていただきました。まずは全ての皆様に感謝を申し上げたいと思います。

「産業と人づくりを柱に誇れる島づくり」に向けて努力をされておられる山町政にエールを送りながらも、私は政治に関わる者の1人として、ユンヌの進むべき方向や、とるべき政策等々については終始一貫、是々非々で臨む決意であることを申し上げ、初めての一般質問をさせていただきます。

私の質問は、新庁舎の建設についてでございます。仮移転の是非と建設場所の決定及び町民のコンセンサス、町民が賛同をいかに得ていくかというところに焦点を当てて2つに絞って質問させていただきます。

- 1 新庁舎が建設されるまで役場を数か所の公共施設に分散して仮移転することが既に決定されているようではございますけれども、その経緯と理由、仮移転に要する費用額と、その積算方法、及び財源確保はどのようになっているのか。
- 2 新庁舎建設に際して、町民の関心が最も高く、かつ重要な視点は建設場所及び、どのような機能を持つ庁舎であるかということだと考えますが、建設用地の確保等、現在の進捗状況はどうなっているか。また、今後町民の賛同を得ていく方法等について、町長はどのように進めていく方針であるかということについて、町長の答弁を求めます。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 新庁舎の建設について、仮移転するということは決定されているが、その経緯、あるいは費用、その財源の確保はどうなっているかということですが、答弁をいたします。

現役場庁舎は、昭和42年に建築され、築後49年が経過して老朽化が進行中です。補修等を重ねながら使用しているところでございます。平成25年度に庁舎の耐震診断を実施した結果、震度6程度の地震において倒壊の危険性があるとの指摘を受けています。このような現状や診断結果を踏まえ、平成26年度には庁舎建設検討委員会を発足し、新庁舎建設計画を推進しているところです。

本年4月には、突然の熊本地震により尊い人命や財産を失う甚大な被害を受ける大規模災害が発生しました。熊本県内の5つの自治体において庁舎が被災により使用不能となり、災害支援や行政運営等に混乱を招く状況となりました。このような熊本県の震災を受け、「対岸の火事」ではないことを強く痛感し、本町の地震に対する庁舎の危険性や職員、来訪者の安全性の確保等について、早急な対策を講じる必要があると判断し、庁舎内の検討委員会において、仮移転を実施する方向で方針

決定をした次第です。

仮移転の費用については、多目的屋内運動場にプレハブの仮設庁舎をリース方式で建設し、賃借料3年間で3996万円を見込んでいます。また、仮設庁舎に収容できない部署については、屋内運動場の2階、砂美地来館、防災センター、現役場南庁舎の利用により分散移転を計画しているところです。このことから分散移転にかかる電話回線や光ケーブルの配備、複写機等の購入等で2293万7000円を見込んでいます。本予算については、一般会計第5号補正予算の与論町役場仮庁舎移転事業費に計上し、財源については全額一般財源としています。

次に、新庁舎建設に関して、町民が賛同を得る方法はということですが、新庁舎の建設については、平成28年度に建設用地の決定、平成29年度に基本計画、実施計画及び用地造成、30年度に工事着工、31年度に工事完成、平成32年度から供用開始とする計画で事業を推進しているところです。

建設場所につきましては、現在庁舎建設検討委員会において、協議を重ねているところです。第7回の庁舎建設検討委員会において、庁舎建設候補地エリアの中で評価の高かった砂美地来館周辺及び中央公民館周辺の現地調査を行い、用地取得の可能性について協議を行ったところです。

今後の進め方として、これまで庁舎建設検討委員会で絞り込んだエリア内の土地所有者の確認や取得可能性について、土地所有者と用地交渉を進めることとしています。平成28年度以内に建設用地の確定を行い、基本構想の内容について庁舎建設検討委員会で協議を行い、再度、住民説明会を開催し、町民の皆様の賛同を得たいと考えています。以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） まず1番目の仮移転の決定経緯と財源について、確認をしながら御質問申し上げたいと思います。

まず、7月21日だったと記憶していますが、新庁舎建設にかかる住民説明会がまちづくり懇談会とあわせて開催されました。そこでは、仮移転しますよという説明は全くなかったと記憶していますが、新聞によりますと、9月21日の南海日日新聞ですが、仮庁舎の移転というのは、今月6月の議会で明らかになったと新聞では報道されたのですが、仮であれば、この住民説明会があった7月に、仮移転の説明があってもしかるべきだと思うのですが、それがなかったということは、どういうことだったのでしょうか、町長、答弁をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 新庁舎の移転に伴って、仮移転のことも町民から質問があるかと思って準備はしていたのですが、その質問がなかったということもあり、仮移転

についての説明をしないままに済んでしまったということです。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今の御答弁では、参加者からの質問がなかったということで触れなかったという説明でしたが、もう1点、検討委員会、庁舎の外部のほうの、先ほども川村議員からも質問がありましたが、外部の庁舎建設検討委員会、町民の代表者等28人で構成する大事な諮問機関です。日程はわかりませんが、第7回目の庁舎建設検討委員会を開いたということですが、その中では、この仮設、仮移転の諮るといいますか、提案をしてもんでいただくということはされなかったのでしょうか、町長、いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 副町長。

○副町長（久留満博君） この問題につきましては、先ほども川村議員の質問にもお答えをいたしました。4月に起こりました熊本震災の後に、仮移転の話が進んでいます。

今年の7月にまちづくり懇談会と同時に説明をいたしました。そのときに私のほうで進行をしながら、仮移転の話は少し出しています。そこで、ある町民の方々から、そうであれば既に中学校の南側の校舎に移転をしたらどうかというお話もいただいておりますが、その時の議事録を見ますと、より現実味のある方向で検討をしたほうが良いということでまとめさせていただきます。

それと、議会では6月に町議員から一般質問がございまして、その中で仮移転の答弁はさせていただきます。以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今の御答弁では、7回目の庁舎建設検討委員会でも少しお話をされたということですが、私がちょっと確認したところでは、仮移転の議題といえますか、そういったのは庁舎建設検討委員会では、なかったと、私は情報を得ているのですが、私があえて問題といえますか、心配するのは、今後の庁舎の検討についての進め方に少し陰りといえますか、少し心配なところがあるのです。先ほど川村議員からもありましたが、要するに町民への事前説明とか、そういったのが不足しているのではないかと、もっと頻度を上げて回数を増やしてでも町民に理解を得て、段階的に進めていくべきだと私は考えています。

今申し上げたことは、まずは住民説明会で仮移転の説明がなかったということが、私は1つの問題だと考えています。また、庁舎内の建設検討委員会、先ほどの御答弁の中では、役場内の検討委員会で仮移転を実施する方向で方針決定したとお答えされましたが、この一番大事な、いわば町民の代表とでも申し上げるべき庁舎建設検討委員会にしっかり諮っていないというところが、私は大きな問題だと考え

ますが、こういうやり方では、今後に暗雲とまでは申し上げませんが、少し懸念が残るのです。改めて町長の御認識をお伺いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今役場の庁舎の問題では、熊本の地震の後、仮移転すべきではないかということが町民からも多数寄せられてきておりますし、また、役場職員、それから役場を訪れる方々の安全を考えますと、果たして3年後、4年後、新庁舎ができるまで、この役場がもつだろうかということを考えましたときに、町民の意見も踏まえながら、また役場内で検討をして仮移転をしようということでございまして、また議会にも、そのように申し上げているところです。以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 申し上げるまでもなく、仮移転をする場合のメリット、あるいはデメリットというところを、ちょっと私、そこを少しアプローチしてみたいと思いますが、仮移転でのメリットにつきましては、今、町長以下執行部の皆様から説明がありましたように、例えば、スーパー台風とか、さっきの地震、そういったことによる庁舎が壊れるかもしれない、あるいは現在でも時々起こっています天井のモルタル部分などの崩落といった危険性がやはり現実問題としてあるのです。職員や来庁者の町民の命を守りながら、安全性をしっかりと確保していくというメリットがあるのです。そこは私も理解しています。

また、庁舎の建て替えに向けて、時間をかけて慎重に準備を進めることができるという、この二つ目のメリットもあるのです。私は、このメリットは十分に承知していますし、理解もできます。そこをあえて、財政面の角度から皆様に確認をとりながら申し上げてみたいと思います。

軽視できない大きなデメリットがあると考えます。例えば、仮移転に必要なほとんどの経費といいますのは、既存の補助金事業とか、起債の対象にはならないのです。全て貴重な一般財源を充てざるを得ないという財政的な苦しい台所事情が出てきます。これが1点目。

2点目は、その必要な予算というのは、仮移転の現場、分散移転するので、あちこちに分かれるのです。そうしますと、非常に行政効率が悪くなってきます。恐らく今見込んでおられる債務負担行為額と、既に予算計上をした分、お幾らでしたっけ、6289万7000円ですね。債務負担行為額と、この前の補正した額を合わせますと、約6300万円、この6300万円という、債務負担行為は限度額ですから、その範囲内ということでしょうが、その2つ合わせた予算6300万円よりも、今から実際に現場に移ったりしますと、いろいろな事情が出てきます。これがない、あれが必要だと補正予算をずっと続けていく可能性も十分考えられるので

す。そういったことで、この6300万円という仮移転の経費は、増高を続ける可能性が非常に高いと私は見えています。

もう1つ、新庁舎が完成した後に2回目の引っ越しをしなくてはならないのです。時間的にも経費的にもロスが生じるのです。

そして、冒頭で申し上げました一般財源を使うということで、多額の仮移転経費を一般財源から使わざるを得ませんので、その他の政策的な事業予算、例えば町単の事業であるとか、そういった政策的な事業予算を相当分抑制せざるを得ないと、今から完成にむけて約4年間ですかね、そういうことが財政面で非常に厳しい状況が更に進むということを私は懸念しているのです。

ここでちょっと、財政状況の実態について、ここにおいでの皆様、議会も含めて、数値データを、代表的なものを3つほど挙げながら改めて皆様の認識を新たにさせていただく意味で紹介したいと思います。

例えば、自治体の財政力を示す財政力指数というのがあります。財政力指数は、1に近いほど良好ということで、与論町は平成27年度、この前の決算では、0.13という数字になっています。全国市町村の平均は0.49です。与論町は0.13、3年前の平成24年には0.15でございました。徐々に徐々に年々下がってきています。

2番目、町税、いわゆる地方税、町税、諸収入等の自主財源といいますけれども、自分たちで自主的に徴収して自主的に使うことのできる財源です。もちろん一般財源です。町税や諸収入の自主財源が一般会計決算額、平成27年度の決算に占める割合というのは、わずか13パーセントです。残り87パーセントは依存財源、補助金とか交付金とか、そういったのに依存しているのです。これも年々厳しさを少しずつ増しています。

3つ目、地方債現在高、起債です。町の借金です。これは平成28年度末見込み、28年度の当初予算の一番末尾に載っていますが、28年度末の見込みで57億9600万円、約58億円が見込まれています、町の借金です。これを単純に、この前の国調人口5,190人で割りますと、町民1人当たり約112万円の借金をしているということにはなるのです。

このような数値を3つほど示しましたが、要は新庁舎建設というのは、この前の住民説明会の中では7億5000万円ぐらいかかりますよという説明でした。この7億5000万円の中に果たして仮移転の経費が含まれているかどうかというのは確認はしてないのですが、おそらく含まない数字ではないでしょうか。

それはさておき、このように脆弱な極めて厳しい財政状況を背景にしまして、行財政改革にも、これからしっかりと取り組んでいくことが求められている我が町の

現状の今後を考えますと、この仮移転に費やす時間、そして職員関係者の労力のロスといいますか、それに加えて、仮移転に要する特に予算額が大きな金額でございますので、余分な支出になってしまうというデメリットというのは非常に大きなものがあると思います。様々な意見がございますでしょうけれども、私はそのように考えています。

では、現庁舎の危険性をどう対応するのかという逆質問を受けるかと思いますが、現庁舎の安全性向上については、先ほどの御答弁の中にもありましたが、今までも補修は続けていますが、例えば出入りの多い庁舎の玄関周辺とか、裏口周辺の出入り口のある所は、例えば、屋根部分をしっかり、モルタル等の落下防止のネットを張るとか、あるいは補強するとか、あるいは一部改築等を行う、そういった方法もあるかと思いますが。危険な犬走り等については、立入禁止にするといった、そういった安全面の確保、当面のリスクを回避する対策というのは、みんなで知恵を絞れば出てくるのではないかと私は思っています。

仮移転も決定したということでございますが、そういった現庁舎の危険性を少しでもリスクを低くするために、そういう努力、知恵をだすというのは不可能でしょうか、万策尽きたのでしょうか、町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 副町長。

○副町長（久留満博君） 今おっしゃったことは、よく理解をしています。そういった中で、つい10日ほど前に発生しました16号台風でも先島においては、68メートルの台風が吹いて大きな被害を受けています。

実は、平成24年、25年の与論町の台風では風速58メートルが最高の台風でした。その時に既に役場の3階の庁舎、あるいは1階部分、2階部分が半分壊れてしまったというのは、このことについては沖野さんも十分に認識をされていると思います。この仮移転の費用、約7000万円に近い予算を投じて仮移転をさせてもらうのですが、実際にこの庁舎が崩壊したときに、あるいは熊本の映像を見たときに、どうやって与論の災害復興ができるかという問題を考えたときに、これがベストだ、ベターだという結論に至って、このような結論を出してございます。

我々は今、仮移転のことを進めています。対案がございましたら、また予算的なことも出していただきながら、我々のほうも検討させていただきたいと思えます。以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今御説明のあったとおりで、仮移転をするという決定に至ったということは、私も想定はしていますが、私が申し上げたいのは財政面のアプローチという形で質問させていただいております。

申すまでもなく、地方自治法の第2条の「地方公共団体は、住民福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」となっているのです。できるだけ無駄な経費を抑えながら、良い庁舎をつくるために執行部の皆様と、しっかり知恵を出し合って頑張っていきたいと思います。

私が心配することは、さらに庁舎の建設で終わるということではなくて、この新庁舎の建設の課題のほかにも、今後増えてくる老朽化した各公共施設の建て替え、大型事業の実施を控えている現状で、我が町の極めて厳しい脆弱な財政状況を考えますと、新庁舎の建設についての取り組みというのは、新たな問題をはらんでくる仮移転よりも先に、その建設場所の選定、新庁舎の構想、策定を最優先すべきではないかと私は考えていまして、次の2番目の関連質問に移りたいと思います。議長よろしいですか。

2つ目の質問は、建設場所の決定と町民の賛同をいかに得ていくかというところ です。

先ほど川村議員からもありましたが、少し突っ込んでみたいと思います。7月21日の新庁舎建設の説明会の中では、建設検討委員会による5か所の候補地の評価結果を受けて、評価点数の高かった2か所について、これから現地調査、用地調査、あるいは建設後のシミュレーションを行って実現可能性を調査するという執行部からの説明がございましたし、先ほどの御答弁の中でもありました。

念のため、私はここで確認をしておきたいことがあります。それは町長に対してなのですが、1年前のことで申し訳ないのですが、初当選直後のちょうど1年前、9月8日付けの南海日々新聞のインタビュー記事の中で、「庁舎建設問題にどう対応するか」という問いに対しまして、山町長は、このように答えておられます。「津波警戒で移転したほうが良いという声をいっぱい聞いたが、様々なシミュレーションをし、考えて考えて、その上で町民の判断を仰ぎたい。最後は、町民の判断だが、青い海があり、白い砂浜あり、その先に庁舎があるというロケーションは県内でもないのではないか」と答えておられます。この1年前の、1年で申し訳ないのですが、この記事を読む限り、私が町長の考えを推測、推し量りますと、あるいはもしかすると、平成26年5月に実施された町民アンケートで、回答者の7割が庁舎の移転を望んでいるという結果が出ておりますが、あるいは庁舎建設検討委員会でも、現庁舎の場所については5か所の候補地の中で一番評価が低かったという結果が出ているのですが、あるいは、町長は最後まで、現庁舎の場所を選択肢の1つに残したいという考えを、もしかするとお持ちでないかという懸念が私はあるのですが、その確認をしたいと思います。町長いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 確かに私は、立候補して当選したときに、こういうロケーションは県内でもないのではないかなと思って、大変大事にしたいなと思っています。ところが、その後、地震があり、いろいろなことがあって、町民からもいろいろな意見をいただきました。町民の考えも大事にしなければいけないということを思うときに、いつも一番大事なのは、この茶花の町に住んでいる住民の方々の命をどう守るか、安全を守るかというところに、やはり考えは行き着くところでした。そして、できるだけこの庁舎のところを考えてみても、例えば、この前の地震のときに、避難しようと外へ出ましたが避難をする場所がないのです。上を眺めて、もし上からコンクリートが落ちてきたらどうするかと考えたときに、ああこれは、ここではやはりいけなかったのだなということをつくづく思いました。できるだけ、この茶花の住民の方々が本当に避難しやすい所、そして近い所で安全な所はないのかということ、これから模索していかなければならないなということ、本気で今そういう形でみんなの知恵をいただきながら取り組んでいるところです。以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） ただいま町長に考え方を確認したのですが、私は、この前の住民説明会の中でも、町長のお考えが少しぼやけて、はっきりしないというのが正直申し上げた印象です。今年度中に場所も決定しなくてはいけないので、確定しなくてはいけないので、時間もあまりありませんが、建設場所についての考え方というのは、リーダーである町長の意見、考え方というのは、もう少し前面に出されても明確にされてもよろしいのではないのでしょうか、私はそういうふうに考えます。

もう1つ、さっきの新聞記事の中で、もう1つだけ御質問させていただきます。

建設場所について、最後は町民の判断にゆだねるというニュアンスの答えをされていらっしゃると思います。本年度中に、先ほどからありますように、場所を決め、基本構想を策定するという大きな作業がございます。これから残された時間もあまりないのですが、例えば、住民投票によって場所を決定されるおつもりなのかということ、これをまず確認したいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 再度住民説明会を開いて、場所を選定したいと思っておりますが、住民のアンケート等も取りながら、住民の意見を確認していきたいと思っております。以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） ただいまの御答弁では、住民投票はしないけれども、市民説明会、あるいは住民アンケート、今使われている数字の住民アンケートは、既に5年

前ですか、かなり古い数字ですので、今御答弁にありましたように、しっかりと住民アンケートを取っていただく、あるいは住民説明会というのをしっかり回数を増やして実施していただく、そのような方向で私も提案申し上げたいと考えています。

先ほど川村議員からもありましたが、しっかりと町民に説明をしていただく、そのことは非常に重要です。事後報告では駄目なのです。行政の一番欠点というのは、自分たちで先に決めた後に、住民への説明会になっていくという形になると非常にまずいので、しっかりとそのあたりを考えて実施していただきたいと思います。

新庁舎の建設は、与論町の歴史と地図を書き替えて、今後の人の動き、あるいは町民の暮らしに大きな影響を与える百年の大計です。やはり当面する町の最重要課題だと私は考えています。町長の諮問機関である庁舎建設検討委員会、先ほど仮移転については、それに諮っていらっしゃらないようですが、しっかり町民の代表である庁舎建設検討委員会としっかり連携を取っていただいて、町民への段階的な説明責任をしっかりと果たしていただくよう私は改めて求めるとともに、執行部や関係機関の取り組みをぜひとも加速していただきたいと思います。

職員の体制についても、もう少し集中的に置いてもよろしいのではないのでしょうか。何かほかの仕事を兼務しながらやるような状況、そういう段階ではないと思います。もう少し集中的に有能な職員をしっかりと、今も有能な職員が担当しておられますが、しっかりサポートする職員をもっと増やして、あるいは専属して置く、そういったことで、この一大プロジェクトをしっかりと、ああいう所に庁舎をつくって良かったと、50年経っても100年経っても思えるような場所に、しっかり庁舎をつくっていただきたいと、私は提案申し上げたいと思います。

私たち議会も、この一大プロジェクトの課題に正面から向き合って、是々非々の姿勢で慎重かつ迅速に審議・決議を重ねていきたいと考えていますし、山町政のさらなる御奮闘を御期待申し上げて、私の初めての一般質問を、ちょっと早いのですが終わりたいと思います。

最後に、山町長の覚悟のほどをお伺いして終わりたいと思います。お願いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） この新庁舎の建設につきましては、本当に大変重要な一大プロジェクトでございます。一番大事なことは、本当にこの茶花の街の人々の命をいかに救うか、いかに事故をなくするかということで、それを優先にしながら、また今後のまちづくりのことも考えながら慎重に検討して進めていきたいなど、そして迅

速に進めないといけないと思っています。よろしくお願ひいたします。

○2番（沖野一雄君） 終わります。

○議長（福地元一郎君） 2番、沖野一雄君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次は、9月30日、本会議ですが、日程の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにします。定刻まで御参集願ひます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午前11時50分

# 平成28年第3回与論町議会定例会

第 3 日

平成28年9月30日

**平成28年第3回与論町議会定例会会議録**  
平成28年9月30日（金曜日）午後3時00分開議

1 議事日程（第3号）

開議の宣告

- |     |                 |    |                                       |
|-----|-----------------|----|---------------------------------------|
| 第1  | 認定第             | 1号 | 平成27年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について             |
| 第2  | 認定第             | 2号 | 平成27年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について |
| 第3  | 認定第             | 3号 | 平成27年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について          |
| 第4  | 認定第             | 4号 | 平成27年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 第5  | 認定第             | 5号 | 平成27年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について         |
| 第6  | 認定第             | 6号 | 平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について      |
| 第7  | 認定第             | 7号 | 平成27年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について           |
| 第8  | 陳情第             | 8号 | 与論町における障害者雇用推進についての陳情（総務厚生文教常任委員長報告）  |
| 第9  | 陳情第             | 9号 | 観光客への対応を意識した海上・海岸などにおける防災体制の改善に関する陳情  |
| 第10 | 陳情第             | 7号 | 北瀬良座地区農道（仮称）の整備について（環境経済建設常任委員長報告）    |
| 第11 | 議員派遣の件          |    |                                       |
| 第12 | 閉会中の継続審査・調査について |    |                                       |
- 総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会

2 出席議員（10人）

- |    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 遠山勝也君 | 2番 | 沖野一雄君 |
| 3番 | 川村武俊君 | 4番 | 林敏治君  |
| 5番 | 高田豊繁君 | 6番 | 町俊策君  |
| 7番 | 大田英勝君 | 8番 | 野口靖夫君 |

9番 林 隆 壽 君

10番 福 地 元一郎 君

3 欠席議員 (0人)

欠員 (0人)

4 地方自治法第121条による出席者 (18人)

町 長	山 元 宗 君	副 町 長	久 留 満 博 君
教 育 長	町 岡 光 弘 君	総務企画課長	沖 島 範 幸 君
会計管理者兼会計課長	林 英 登 樹 君	税 務 課 長	竹 本 由 弘 君
町民福祉課長	酒 勺 徳 雄 君	環 境 課 長	吉 田 勉 君
農業委員会事務局長	川 村 達 義 君	産 業 振 興 課 長	町 島 実 和 君
商工観光課長	山 下 哲 博 君	建 設 課 長	徳 田 康 悦 君
教育委員会事務局長	田 畑 豊 範 君	教育委員会事務局長兼生涯学習課長	山 下 一 也 君
水 道 課 長	竹 田 平 一 郎 君	与論こども園主幹兼副園長	富 千 加 代 君
茶花こども園長	阿 多 と み 子 君	那間こども園長	池 畑 あ け み 君

5 議会事務局職員出席者 (2人)

事務局長代理 川 上 嘉 久 君 書 記 喜 村 一 隆 君

開議 午後3時00分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 認定第1号 平成27年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第2 認定第2号 平成27年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

日程第3 認定第3号 平成27年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 認定第4号 平成27年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 認定第5号 平成27年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第6号 平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第7号 平成27年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

○議長（福地元一郎君） 日程第1、認定第1号「平成27年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第7、認定第7号「平成27年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について」までの7件を一括議題とします。

決算審査特別委員会の審査の結果は、お手元に配りました委員会審査報告書のとおりであります。

これから、認定第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号、平成27年度与論町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、「認定」とするものです。

認定第1号、平成27年度与論町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、平成27年度与論町一般会計歳入歳出決算については、認定するこ

とに決定しました。

次に、認定第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号、平成27年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第2号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、平成27年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号、平成27年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第3号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、平成27年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号、平成27年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第4号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、平成27年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号、平成27年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第5号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、平成27年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、認定第6号、平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第6号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、平成27年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号、平成27年度与論町水道事業会計収入支出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第7号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、平成27年度与論町水道事業会計収入支出決算については、認定することに決定しました。

ここで決算審査特別委員長の発言を許します。

5番。

○5番（高田豊繁君） 決算審査の結果、次のことを意見として集約しましたので、議長から執行機関の長に申し入れてくださるようお願いします。

意見1 廃止路線代替バスについては、高齢化社会の到来や交通弱者対策等町民の交通体系の利便性向上を図る必要があることから、運行ルートや運行サイクル等について、検討委員会の設置や外部専門機関によるシミュレーション評価を行うなど、本町における最適な路線バスの運行が図られるよう対策を講じること。

2 奄美パーク代替職員分負担金の支出に関しては、本町のPRや観光振興に対して、十分な効果が期待できる業務が遂行されるよう、関係会議等において提言すること。

3 育英奨学金については、次世代貸与予定者への資金不足が発生しないよう、返還未収金については、関係法令を遵守適用し徴収に努めるとともに、今後の貸与予定者に対しては、卒業後は確実なる返済が履行されるよう合理的な事務処理を行うこと。

4 青年団活動の活性化を図るため、行政及び関係団体との意見交換会の開催や島外研修並びに交流機会を拡充するとともに、社会活動のリーダー育成や婚活推進のための施策支援を強化すること。

5 国民健康保険事業が平成30年に町から県に移管されることに鑑み、町民の理解を深める必要があることから、早期に住民説明会を開催すること。

6 税金・分担金・使用料など多くの未収金があるが、収納事務においては、職員の資質向上を図り、適宜滞納処分の事務執行を行うとともに、時効等に

よる不納欠損を招かないよう努めること。

- 7 町立こども園の保育環境の改善・向上を図るため、園長は本来の保育業務に専従し、庶務会計事務に関しては、専任の事務職員等を配置すること。
- 8 福祉業務のサービス向上と業務の円滑化を図るため、療育センターのサービス管理責任者や包括支援センター係長の後任、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士、相談支援員等の有資格者の速やかな配置を行うこと。
- 9 堆肥センターで販売している中熟堆肥には、雑草の種子が多く含まれており、散布後には雑草の繁茂が著しい。現状のままでは堆肥の販売が落ち込むことが懸念されるので、種子を枯らす対策を講じること。
- 10 瀬良座住宅の老朽化・劣化が進んでいるので、完全リスクと生活環境の悪化を防ぐための対策を講じること。
- 11 ウミガメによる食害等の影響が発生していないか県に調査を依頼すること。
- 12 水道事業関連の既存施設が老朽化し、維持管理費が増大することが懸念されることから、年次ごとの更新計画を立てて管理運営を行い、安心安全な水道水の安定供給と水道料金値上げの抑止に努めること。
- 13 水道事業会計における水道料金の未収金は、現年度分と過年度分を合わせて1400万円を超えていることから、企業会計運営の大きな課題となっている。私法上の債権である水道料金の未収金が時効とならないようしっかりと対策をとり徴収に努めること。

以上であります。

○議長（福地元一郎君） ただいま決算審査特別委員長から申入れのあった決算審査特別委員会の委員会審査報告書に付されている意見は、本議会の意見として執行機関の長に申し入れることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員会審査報告書に付されている意見は、本議会の意見として、執行機関の長に申し入れることに決定しました。

-----○-----

日程第8 陳情第8号 与論町における障害者雇用推進についての陳情（総務厚生文教常任委員長報告）

日程第9 陳情第9号 観光客への対応を意識した海上・海岸などにおける防災体制の改善に関する陳情

○議長（福地元一郎君） 日程第8、「陳情第8号与論町における障害者雇用推進につ

いての陳情」及び日程第9、「陳情第9号観光客への対応を意識した海上・海岸などにおける防災体制の改善に関する陳情」の2件を一括議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。

5番。

○総務厚生文教常任委員長（高田豊繁君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました陳情第8号、与論町における障害者雇用推進についての陳情及び、陳情第9号、観光客への対応を意識した海上・海岸などにおける防災体制の改善に関する陳情について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、9月20日（火）午後2時から全委員出席のもと、第1委員会室で審査いたしました。

最初に陳情第8号について申し上げます。この陳情は①特別支援学校高等部の生徒の卒業後の進路の選択肢の1つとして、本町内での就職希望がある場合、教育委員会は、学校や保護者と連携をとり推進する。②障害者雇用対策として、与論町役場職員を採用するに当たり、障害者枠を設け、本町における障害者雇用推進のモデルとする。③本町内の各事業所等において、障害者雇用を推進するためのあらゆる施策を講じ、民間企業の障害者雇用を支援することを求めるものであります。審査に当たっては、執行部から教育委員会教育長、教育委員会事務局長、生涯学習課長の参与を求め審査いたしました。

当委員会では、「障害者の雇用に関する法律」の準拠及びかごしま障害者就業・生活支援センターと連携を図り、合理的な就業機会が確保できるよう配慮することや、役場職員採用に際しては、法定雇用率に則した障害者枠の設定を行う必要があると認められること。さらには町内事業所における障害者の雇用の推進に関する必要な施策を講じる必要があると認められることから、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第9号について申し上げます。この陳情は、①防災スピーカーで防災無線放送を届けることができない海岸・海上への対策として、「海上でも電波を捉えることのできる防災無線受信機の船舶への搭載の義務化」、「携帯電話を活用した緊急時連絡システムの構築」、「聴取困難な海岸付近の箇所への防災スピーカーの新規設置」、「緊急時に観光客など、島外からの来島者を確実に避難誘導する手順書の作成など、海岸、海上における確実な防災体制を構築」すること。②不明瞭な音声合成による防災無線の改善と、聞き取れなかった場合の対策として、「合成音声品質の確認と改善」を求めるものであります。

審査に当たっては、総務企画課長、総務企画課担当係長の参与を求め、審査いたしました。本件については、安心・安全な災害に強いまちづくりを進める観点か

ら、海岸部等での不聴取対策や防災無線機器設置改善対策等の向上を図る必要が認められると共通認識をいたしました。

なお、当委員会においては、陳情の内容のうち、「海上でも電波を捉えることのできる防災無線受信機の船舶への搭載義務化」については、防災無線機器の音声到達能力の問題や各人への機器搭載の強制化、義務化が考慮推察されることから、この件を除いては、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） 総務厚生文教常任委員長の報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで総務厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

これから陳情第8号、与論町における障害者雇用推進についての陳情について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第8号、与論町における障害者雇用推進についての陳情について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情8号、与論町における障害者雇用推進についての陳情は、採択することに決定しました。

次に、陳情第9号、観光客への対応を意識した海上・海岸などにおける防災体制の改善に関する陳情について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第9号、観光客への対応を意識した海上・海岸などにおける防災体制の改善に関する陳情について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、部分採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第9号、観光客への対応を意識した海上・海岸などにおける防災体制の改善に関する陳情は、部分採択することに決定しました。

-----○-----

日程第10 陳情第7号 北瀬良座地区農道（仮称）の整備について

○議長（福地元一郎君） 日程第10、「陳情第7号北瀬良座地区農道（仮称）の整備について」を議題とします。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

8番。

○環境経済建設常任委員長（野口靖夫君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました「陳情第7号、北瀬良座地区農道（仮称）の整備について」、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、9月20日（火）午後3時から全委員出席のもと開催し、執行部から産業振興課長に参与を求め、陳情者である那間自治公民館長の山下健勇氏及び受益者代表の池田範男氏に同行していただき、現地調査を行った後、第2委員会室で審査いたしました。

この農道は、地域の営農・生活路線として広く利用されていますが、幅員が狭いことや路面状況が悪く、降雨時や農繁時期等においてキビ運搬車等の通行に支障を来していることから、特に陳情沿線の全ての地権者の同意が得られていることが確認されたこと等から、道路の円滑な通行や農業生産上の利便性を確保するため、早期の改良舗装整備の必要性が認められると判断し、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） 環境経済建設常任委員長の報告を終わります。

環境経済建設常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、環境経済建設常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第7号、北瀬良座地区農道（仮称）の整備について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで、討論を終わります。

これから、陳情第7号、北瀬良座地区農道（仮称）の整備についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号、北瀬良座地区農道（仮称）の整備については、採択することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第11 議員派遣の件

○議長（福地元一郎君） 日程第11、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第12 閉会中の継続審査・調査について

○議長（福地元一郎君） 日程第12、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教・環境経済建設・広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第3回与論町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後3時28分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 福地 元一郎

与論町議会議員 沖野 一雄

与論町議会議員 町 俊策